

○議事日程（令和元年6月21日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 淵 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 康
総 務 部 総 務 課 長	中 島 恵 美	総 務 部 税 務 課 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 長 兼 健 康 福 祉 課 長	久 保 寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 長 子 ども 課 長	近 藤 真 由 美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	間 山 剛
産 業 建 設 部 長 兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特 命 事 項 推 進 監 兼 産 業 建 設 部 企 業 誘 致 ・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 長 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 教 育 総 務 課 長 兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫

消防次長兼
予防課長 吉田英之

消防次長兼
消防総務課長 廣澤幸雄

警防課長 三輪則夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 藤田勝彦

議会事務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前9時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和元年第2回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。なお、傍聴者の皆さんも御一緒によろしくお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段を皆さんでよろしくお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放送のため、CCNetの係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから令和元年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、5番 岩永義仁君、7番 大橋三男君を指名します。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老の郷づくり株式会社より経理状況を説明する書類として決算報告が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

執行におかれましては、質問の重複を避け、具体的かつ明瞭に回答をお願いいたします。

それでは、9名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

最初に、3番 小寺光信君。

○3番(小寺光信君) それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

それでは、一般質問通告書に従って、1つ目、大型予算事業について、2つ目、総合

計画について、3つ目、後期基本計画について、4つ目、道路網について、4点質問いたします。

まず、1つ目の質問に入ります。

大型予算事業についての一般会計当初予算においては、前年度比23.2%につながる事業内容、歳出の競争力強化生産総合対策条件整備事業について質問します。

なぜ最初にこの質問をするかと申しますと、今回、養老町議会選挙に立候補いたしましたので、いろいろな方からの御支援により当選させていただきました。それで、多くの方々とお会いして意見をお聞きしましたのは、町政に対する励ましの声や、あるいは少し批判といった声も聞こえてまいりました。それらを突き詰めて聞きますと、養老町をよくしたい思いにつながるものであることが少しずつわかってまいりましたので、養老町議会での内容を町民の方々に少しでも身近に感じていただきたいとの思いから、養老町全体につながるものを質問として考えました。

それで、養老町の全体の流れを理解することが大切であると感じましたので、養老町の予算に関すること、総合計画について少し調べてみましたので、これに関連したものを一般質問通告書として提出しております。

一般的に町民目線から見た場合、一般会計予算が前年度比23.2%増と、過去最高の予算とは何かと疑問を持たれると思いますので質問します。

行政における一般会計予算は、一般家庭の家計によく例えられるもので、平成31年度の予算が決まりましたとの記録を広報「ようろう」4月号で知りました。予算のあらましの中で、内容として一般会計129億800万円、特別会計、企業会計合わせて80億3,940万円で、予算総額は209億4,740万円として、一般会計が前年度比23.2%の増と説明しております。

この資料につきましては、平成31年度施政方針予算、こちらのほうがホームページのほうに出ておる資料でございます。さらに、同じホームページにも出ています養老町広報4月号でございます。それから、これに伴いまして6月1日に岐阜新聞で報道された内容でございます。これまでの内容は、ホームページとか町長の部屋の内容で閲覧が可能となっております。今、新聞のほうで申し上げました、新聞報道では2019年6月1日土曜日の岐阜新聞の県内版において、「予算総額2年連続、本年度新庁舎建設が本格化」との見出しで、県内市町村の本年度予算、前年度比一覧をあらわして、その中で県内市町村の農林水産業費は養老郡養老町が進出企業に約20億円を補助するため、前年度比8.2%増の291億1,500万円増額したと報道されています。

それで、過去の報道を調べてみますと、健康情報ニュースでは2017年10月3日、「岐阜県、サラダコスモの地域経済牽引事業計画を承認」との見出しで報道されていました。報道内容は、岐阜県は2日、株式会社サラダコスモ（本社、岐阜県中津川市、中田智洋社長）が申請した養老町における地域経済牽引事業計画を承認したと発表しております。

ことし7月31日に施行された地域未来投資促進法に基づき、県が養老町と共同で基本計画を策定し、国の同意を受けた。これにより同社は税制などの支援措置を受けられる。同社の地域経済牽引事業計画は、養老町内に先進技術を備えた農業、生産施設、食物工場を建設し、発芽野菜（もやし・スプラウト）の生産・販売、カット野菜などの加工食品を製造・販売するという内容でございます。

また、県が養老町と策定した基本計画は、東海環状自動車道養老インターチェンジの開通を機に、同地域の農産物などを使用した物販やレストランを含む観光施設を誘導するというもの、養老の滝などの観光資源との相乗効果も発揮できるように、事業支援により地域内農産物の需要拡大や、小売業、飲食業の売上増といった経済波及効果を狙うとの内容でした。

それで、平成31年度養老郡養老町特別予算、一般会計予算書、こちらのほうでございますけれども、3.歳出において、第6款農業水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第19節負担金補助及び交付金の中で、競争力強化生産総合対策条件整備事業として20億907万3,000円が計上されております。

また、2.歳入において、第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第1節農業費補助金の中で、産地パワーアップ補助金として20億657万3,000円が計上されております。歳出においての競争力強化生産総合対策条件整備事業、歳入においての産地パワーアップ事業補助金は、予算書にそれぞれ計上されております。

養老町としては、平成31年度が一番大きな特筆すべき予算事業と思われるので、整備事業の内容について御質問します。

1点目、整備事業のメニュー、2点目、整備事業の主体者、3点目、整備事業の総額と負担割合、4点目、整備事業の目的・期間・具体的な内容・予想効果、5点目、整備事業に関する事業及び単独事業は存在するか、6点目、その他養老町の役割はについて質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの小寺議員の質問については、事業の詳細についてでございますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目の整備事業のメニューについてですが、本整備事業のメニューは国の産地パワーアップ事業です。

この事業は、水田、畑作、野菜、果樹等について、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系への転換を図るための取り組みを全ての農作物を対象として総合的に支援するものでございます。

次に、2点目の整備事業の事業者でございます。

整備事業の事業者は、中津川市に本社がある株式会社サラダコスモでございます。また、この整備事業に関連し、生産支援事業といたしまして、新たに整備される施設にお

いて使用される加工業務野菜の生産拡大に取り組む農業者に対し、機械導入に係る補助を予定しております。具体的には、農事組合法人三郷、ほかに池辺地区の2人の担い手、合わせて3農業者でございます。

3点目、整備事業の総額と負担割合につきまして、整備事業の総額は69億7,172万5,958円を予定しており、負担割合（補助率）はこの総額の2分の1でございます。

なお、1年度当たりの本補助金の上限額が20億円とされていることから、歳入は款14県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金に20億円を想定しているほか、先ほど説明いたしました生産支援事業分といたしまして3農業者の機械導入に対する補助が657万3,000円、合わせて20億657万3,000円の歳入を想定しております。

また、歳出につきましては、款6農業水産業費、項1農業費、目3農業振興費、競争力強化生産総合対策条件整備事業において20億907万3,000円を計上しており、歳入との差額の250万円は整備事業に対する町単独の上乗せ分でございます。

歳入における補助金の名称と歳出における事業名に相違がございますが、この補助金は国の産地パワーアップ事業補助金を原資として、県を経由し町へ交付されるもので、競争力強化生産総合対策条件整備事業は県の補助メニューに準じたものでございます。

議員御質問の趣旨は、本町の厳しい財政状況において前年度比23.2%という大幅な増額となった当初予算について、その主な原因となった本事業の実施に関し御心配をいただいておりますものと存じますが、先ほど御説明いたしましたとおり、本事業に係る予算の太宗については国の補助金を原資とした県補助金により賄われており、町の一般財源といたしましては必要かつ最低限の範囲で整備事業に対し、町単独の上乗せを行うものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、4点目の整備事業の目的・期間・具体的な内容・予想効果についてです。

整備事業の目的でございますが、民間事業者が生産者と連携し、野菜処理加工施設を整備することで、加工業務野菜の栽培振興により、水稻等土地利用型品目中心の農業からの転換を図るとともに、新たにもやし栽培施設を整備することにより、施設野菜産地としての産地強化を図ることを目的としています。また、事業の期間については、本年4月から来年の3月末までとしており、年度内において事業が完了する予定となっております。

さらに、事業の具体的な内容ですが、サラダコスモの建屋建設、農産物処理加工施設や高度環境制御栽培施設の整備を行う予定をしております。

今後予想される効果につきましては、町内における加工業務用野菜の生産が促進されることにより、加工業務用野菜の産地育成はもとより、サラダコスモ社と地元農業者との間で安定した受け入れ体制が構築されることによる農業者の経営の安定化や収入の増加が見込まれるなど、町全体の農業振興が図られるものと思われま。

このほか当社は、施設開設に伴い地元住民を雇用する想定をしていることから、雇用

面につきましても一定の効果があらわれるものと思われま

さらに、当社では、将来的に観光客が立ち寄れるレストランや地元の農産物などを扱う物販施設などの整備も計画されており、観光面なども含めたさまざまな面での波及効果があるものと考えられております。

5つ目の整備事業に関連する事業及び町単独事業の存在についてでございますが、本整備事業に関連する計画につきましては、先ほどもお答えさせていただいたとおり、時期や内容については未確定ではありますが、地元の農産物などを取り扱う物販施設の整備を予定されていることは伺っております。

このほか町の単独事業があるかどうかということでございますが、西美濃農協や県などと連携しながら、町内における加工業務用野菜の生産振興を図ることのほか、適宜必要な支援・指導を行っていきたいと考えておりますが、それ以外の点につきましては現在のところは予定しておりません。

最後に6点目のその他養老町の役割といったことですが、町といたしましては整備事業そのものが円滑に推進されるよう、補助事業者に対し必要な支援・指導を行ってまいります。

また、新たな施設においては年間3,000トンもの相当量のキャベツが必要となってくることから、町内におけるキャベツの生産振興を図るとともに、キャベツの生産拡大に取り組む意欲のある農業者に対し必要な支援を行うなど、加工業務用野菜の産地としての育成を図ってまいりたいと存じております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） この事業は、農林水産省、いわゆる国の進める事業で、岐阜県を通じて補助されるもの、対象はサラダコスモ、施設整備1と3農業者、機械リース3の合計4事業。事業費約60億円に対して、補助最高限度額の20億657万3,000円を計上して、事業年度は令和元年度で実施、予想効果は地域内農産物の生産消費、業者の育成、地域観光との相乗効果が予想されるもので、養老町としての負担額は250万円であること。これらを見てみますと、養老町からの費用の負担が少ないのは財政的に非常によいもので、民間事業者の整備事業により事業者はもちろんのこと、地元地域の産物及び養老町の観光増加につながることであれば、非常に期待の持てる事業だと思いますので、ぜひ事業推進を図っていただけることを希望します。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

総合計画について、第4次総合計画と第5次総合計画の基本構想の総意について質問します。一番のものはこちらのほうの第5次総合計画でございます。

行政の中でも重要視される計画は、総合計画であると理解しております。養老町に最初の総合計画の策定をされたのは、養老町総合開発計画で、歴代町長の第3代の津田梨

さんの町政で、「めぐまれた緑と水を産業と観光の発展に調和させたまち」を将来像に、計画期間は昭和49年から昭和60年度までです。次の養老町第2次総合計画については、歴代町長の第4代の清水敏郎さんの町政で、計画期間は昭和58年から昭和70年度、1995年までです。その次の養老町第3次総合計画は、歴代町長第4代と第5代の稲葉貞二さんの町政で、計画期間は平成3年度から平成12年度までです。さらに、第4次総合計画は、歴代町長5代の稲葉貞二さんの町政で、計画期間は平成13年度から平成22年度までです。現在の第5次総合計画は、第6代の現大橋孝町長の町政で、計画期間は平成23年度から平成32年度、2020年度までとなっています。これまでの総合計画を立てられたのは、まさに先人の方々の大変な努力の結果だと思えます。

そこで、特に第4次総合計画と第5次総合計画の流れを見てみますと、第4次総合計画は計画立案者と計画遂行者は同じで、歴代町長第5代の稲葉町政となっておりますが、第5次総合計画は計画立案者が歴代町長第5代の稲葉町政、いわば前任者であり、計画遂行は第6代の現大橋町長の町政になっています。それは、具体的なよりどころといたしましては養老町計画審議会設置条例、昭和43年3月12日、条例第1号によるものです。

これの第2条の所掌のところに、審議会は町長の諮問に応じ、養老町計画の策定に関する必要な事項については調査及び審議するとしています。まさにこのことが、諮問書と答申の関係です。諮問書では、養企第421号、平成21年10月20日付、養老町長稲葉貞二から養老町計画審議会会長宛てになっております。答申書においては、平成23年2月7日付、養老町計画審議会会長から養老町長大橋孝宛てとなっております。

第5次総合計画によりますと、総合計画と地方自治の関係の説明の中で、基本構想の策定について本庁では自治体、行政、地域計画の推進において、まちづくりの指針となる総合計画の策定は不可欠な取り組みと位置づけるとしています。

また、この総合計画の内容はおおむね10年間、基本構想、基本計画、実施計画で構成されております。基本計画は10年間であること、基本計画は5年で見直し、実施計画は毎年作成といった内容と理解しております。

そこで、総合計画の基本構想における計画作成時調整と計画実施調整が異なる場合において、第4次総合計画と第5次総合計画の基本構想の総意について御質問いたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの小寺議員の質問にお答えをさせていただきます。

総合計画は10年間の構想期間である基本構想、基本構想の中間年で見直しを行う基本計画、ローリング方式で毎年度見直しを行う実施計画で構成されており、特に基本構想は本町が目指すべき将来目標とそれに向かう施策の方向を定めた町の根幹となるものでございます。第4次総合計画の基本構想では、まちの活力を地域に対する魅力を実感できるまちを目指し、新世紀にふさわしい力、輝きをまちづくりの理念とし、「人が織り

なす輝くまち 養老」を将来像に掲げました。一方で、第5次総合計画の基本構想においては、「みんなで力をあわせる絆のまちづくり」を基本理念とし、「誇りと愛着が持てる絆を大切にすまち 養老」を将来像に掲げ、これまで以上に地域協働を意識し、取り組みをスタートいたしました。

このような中で、2017年に迎える養老改元1300年を本町がさらに発展、飛躍する決起とし、住民との協働を通して、県内外からの交流人口の拡大や誇りと愛着による地域の活性化を目的に新生養老まちづくり構想を平成25年4月に策定し、養老改元1300年プロジェクトを進めてまいりました。本構想の策定に当たっては、議員各位、学識経験者、各種団体の代表者や公募委員、行政関係者などからいただいた意見を踏まえ、第5次総合計画との整合性を図りつつ、養老改元1300年祭に向けた取り組みの展開、親孝行の心を育むまちづくり、養老の魅力発信の強化など、基本方針から成る具体的な事業を盛り込むことで、計画的な事業の実施はもとより、戦略的・積極的に事業を推進し、より大きな効果を得ることができたと考えております。

この間に見直しを行った後期基本計画は、養老改元1300年プロジェクト（新生養老まちづくり）の推進、地域自治町民会議の設立と協働の推進の2つを重点プログラムとして位置づけ、誇りと愛着による絆のまちづくり、住民との協働によるまちづくりをより明確にしたわけでございます。各種計画の策定・実施に当たっては、議員各位を初め、有識者の皆様、町民の皆様の多大なる御尽力を賜りました。地方自治法の改正により、総合計画策定の義務づけはなくなりましたが、計画的にまちづくりを進めていくために不可欠なツールとして、現在、町では（仮称）養老町まちづくりビジョンの策定に着手しております。

今後も皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 基本構想の総意では、第4次総においては、基本理念「新世紀にふさわしい力、輝き」、将来像「人が織りなす輝くまち 養老」。第5次総では、基本理念「みんなで力をあわせる絆のまちづくり」、将来像「誇りと愛着が持てる絆を大切にすまち 養老」であるということから、大きく見てみますと、第4次総の基本計画では人の力に対して、第5次総の基本構想では人との連携であると受け取れます。特に地域協働を掲げているのはそのあらわれだと思います。行政において、総合計画を進める中で基本構想、基本計画、実施計画とある中、事業を幅広く進めるためにプロジェクト化して新生養老まちづくり構想の基本理念、基本方針、それから実施計画へと進めることは、行政としては町民の方への周知の仕方としては丁寧な対応ではなかったかと思っております。

次に、3つ目の質問に入ります。こちらのほうについては、後期基本計画について2

点質問します。

これは、後期基本計画でございます。さらに、新生まちづくり構想というものもあります。これについて質問いたします。

基本構想の下には基本計画がありますが、第5次総合計画では、前期基本計画2011年から2015年と後期基本計画2016年から2020年があります。その中で後期基本計画についてですが、まず現在進行中の後期基本計画では、平成27年5月15日養老町長から養老町審議会会長へ諮問、平成28年3月10日養老町計画審議会会長より養老町へ答申、これは養老町計画審議会設置条例に沿った対応になっております。

次に、策定期間は10カ月の期間の策定となっており、少し短い期間だと感じております。

さらに、人口の見直しでは、第5次総合計画の策定当初に掲げた将来人口は平成32年度では3万2,000人と設定しており、新しい計画では将来目標を平成52年、2040年においては2万3,000人と設定しております。続いて、総合計画の目標年度の平成32年、2020年度では2万9,000人と想定しておりますが、現実の2019年3月では養老町広報によりますと、既に2万8,924人、先月比でマイナス70人と、確実に人口減少へと進んでおります。

将来見直しについては、さらに人口減少を想定する必要があります。人口2万3,000人と設定しますと、県下近隣の市町では、大野町が30年1月1日で2万3,339人、美濃市が30年1月1日で2万1,052人となっておりますので、想定できる範囲が参考になるのではないかと思います。

次に、計画の体系で、活力、魅力、地域力の3つの強化を図ることから、養老改元1300年プロジェクト、新生養老まちづくりの推進と地域自治町民会議の設立と協働の推進としています。

この次に、計画の推進力として「チェンジ」をキーワードにしたまちづくりの展開として、行財政改革、地域協働、住民自治の推進の概念として、説明図により総合計画の推進を図って、維持可能な自治体の創造、新しい公共の形成を目指すといった内容となっております。

この後期基本計画では、これをよく読むと、この意図は2つの重点プログラムにあらわれているのではないかと思います。

1つは、養老改元1300年プロジェクト（新生養老まちづくりの推進）、もう一つは自治町民会議の設立と協働の推進です。それで、現在では後期基本計画の実施の4年目になりますが、後期基本計画後の計画の推進力と重点プログラムについて質問します。

まず1点目、後期基本計画の計画の推進と重点プログラム、1. 養老改元1300年プロジェクト（新生養老まちづくり）の推進は、計画の推進力から見た場合どのように推進しましたか、具体的に例を挙げて答弁をお願いいたします。

次に、2点目、後期基本計画の計画の推進力と重点プログラムに地域自治町民会議の設立と協働の推進は、どのように推進しましたか。また、今後どのように推進しますか、具体的な資料、事例、メリット等があれば上げて答弁をお願いいたします。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 2点について御質問をいただきました。

まず、第1点目の養老改元1300年プロジェクト（新生養老まちづくり）の推進についてでございます。

養老改元1300年祭を中心としたプロジェクトでございますが、施設整備の面では、養老公園内の案内看板のつけかえ、県との協議による滝谷沿いの店舗の修景事業、ふるさと会館の大規模改修、さらには観光ボランティアガイドの養成など、魅力ある観光、おもてなしの充実を図りました。あわせてインフラ事業も進められ、特に東海環状自動車道養老インターチェンジの早期開通やアクセス道路の整備も本プロジェクトの波及効果と言えます。

また、地域住民との協働が重要なテーマでもございました。地域の日事業では、地域住民が主体となり、各地域の歴史や文化を生かした特色ある事業を展開していただき、地域への誇りや愛着の醸成、地域の活性化に大いに貢献したと実感しております。

行政内部に目を移しますと、各事業を推進するための庁舎内プロジェクトチームを事業ごとに設置し、組織の垣根を超え、職員一人一人が積極的に事業を進めてまいりました。今後の重要施策を町全体で推進するための仕組みとして、新たな光明であったと思います。

次に、2点目の地域自治町民会議の設立と協働の推進についてでございます。

議員の御質問の中にもございましたが、第5次総合計画策定当初の人口見通しは、2020年に3万2,000人ございました。しかし、人口減少の進行により、後期基本計画では2020年に2万9,000人、養老町人口ビジョンにおける人口の将来目標は2040年に2万3,000人としております。2015年に行われた国勢調査の結果から推測される2040年の人口は約1万7,500人強であり、人口減少のスピードは加速度を増していると言えます。さらに少子・高齢化も進む中で、地域組織の役員や各種団体の担い手も少なくなっており、将来にわたって町民が安心して暮らし続けられる魅力ある地域を維持するためには、町民と行政が目的や課題を共有し、ともに取り組む協働という考え方や姿勢が重要でございます。

また、第5次総合計画の推進は、地域の担い手となる多様な主体と行政との協働により、公共的サービスを提供していく仕組みへの変革である新しい公共への形成と密接につながると考えており、そのためには行財政改革の推進とともに、地域協働の推進、住民自治の充実・強化を図っていくことが必要となります。町では平成26年に、地域自治

町民会議と養老町との協働に関する条例を制定し、住民自治を高め、協働のまちづくりを進める担い手である地域自治町民会議の設立を推進しております。新たな仕組みを創設するためには、一時的に大きな労力を必要としますが、コミュニティー組織のスリム化や相互補完を図りながら、地域の課題に地域全体で取り組み、魅力ある地域づくりを進めていただきたいと考えております。これまでに、上多度、笠郷、広幡の3地区で設立されておりますが、上多度地区では有害鳥獣対策に一定のめどが立ち、今月には自治町民会議が主体となって防災訓練が実施されました。笠郷地区では、地元保育園・こども園と連携した3世代交流や地域の防災体制の構築が進められております。さらに、広幡地区では進出が予定されているサラダコスモとの連携に向けて動き始めております。引き続き未設置の地区に対し、地域自治町民会議の設立を推進するため、新たに庁舎内に推進チームを立ち上げました。今後は、この推進チームを中心として、地域協働の推進、住民自治の充実・強化を図るため、地域自治町民会議の設立を進め、来る人口減少、少子・高齢化社会に対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 1点目の答弁に対しては、改元から1300年という年月を大切にされた事業で、プロジェクト化により対応した整備施設では、養老公園を中心にして滝谷沿いの修景事業、ふるさと会館の大規模改修、案内看板のつけかえ等多くありますが、協働という点から見ますと、地域の日の事業及び行政参加職員の組織の壁を超えた意識の改革というものがあつたと見受けられます。

2点目の答弁に対しましては、人口が減少していく中で、地域の担い手となる多様な主体と行政との協働を目指して、これから新しい公共を形成するという意味では、地域自治町民会議は地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例に沿って設立したほうが、地域の自治として、そして協働することによってコミュニティー意識の向上、その中で全体を推進するものだと感じました。そうであれば、これから行政が目指す姿がはっきりしているのではないのでしょうか。高齢化及び人口の減少化が避けられない中で、地域自治町民会議の設立を進めるには、いわば地域自治意識の高揚を間接的に行政への参加を促しながら、協働という姿で新しい公共の形成の実現を目指す、そのためには設立の進め方について丁寧に説明を重ね、町民の方々の理解が得られるようにしていただきたいと思えます。

これで3つ目の質問を終わります。

続きまして、4つ目の質問に入ります。

道路網について、1点目、国道258号線の4車線化区域の整備、2点目、主要地方道県道羽島養老線バイパス整備の2点について質問します。

養老町5次総合計画の活力のあるまち（基盤）道路網の整備状況についてであります。

養老町の観光、産業、あるいは養老町と他の市町村の人との交流を考慮したとき、道路網の整備は非常に需要で欠かすことができません。

広域幹線道路の整備では、2017年には養老改元1300年プロジェクト事業に合わせるように、東海環状自動車道の養老インターチェンジの設置・開通、さらに2018年には名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジ設置・開通と、短い期間に2カ所ものインターチェンジが整備されております。この2つの事業は、国・県・養老町がそれぞれの立場で、事業に対する行政連携が非常に効果的に進められた結果ではないかと理解しております。また、これは養老町にとっても大きな財産の一つとして、養老町の基盤整備の歴史に残るものだと思っております。

国道も含む県道関係の整備において、第5次総合計画の基本計画1. 便利な交通網、情報基盤づくり、2. 道路網（基本・個別施策と内容）というものがあり、これに目標指標が掲げられております。1つ目は、国道258号線の4車線化の整備状況、現状値、平成21年度78.3%、目標値、平成32年度100%となっております。2つ目、主要地方道県道羽島養老線バイパス整備率です。現状値、平成21年度67.7%、目標値、平成32年度100%となっております。

この2つの事業は、整備状況、目標値は平成32年度でともに100%となっております。後期基本計画の中には、整備状況は掲載されておられません。平成32年度は、令和2年度になりますが、道路管理者は国及び岐阜県になります。国・県への要望が円滑に進んで、既に前倒しで整備されているのであれば結構ですが、特に国道258号線は国の大動脈で、また県道羽島養老線バイパスは県道の重要路線の代替であります。養老町へ観光等で快適にアクセスしていただき、文化・歴史を十分に楽しんでいただくには必要不可欠な整備と理解しております。

1点目、国道258号線の4車線化の整備、2点目、主要地方道県道羽島養老線バイパス整備の2点について質問します。よろしく申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの小寺議員の御質問に関しまして、事業の進捗状況に関する詳細事項でございますので、私のほうから御回答申し上げます。

まず、国道258号線の4車線化区域の整備についてでございます。

一般国道258号は、養老町内を約4キロにわたって南北に縦断する幹線道路であります。町の第5次総合計画におきましては、平成32年度の目標値として整備率100%でございますが、現在の整備率は一般国道258号線全線で87%であり、養老町内では海津市境から約1キロ区間が4車線化されていない状況であります。岐阜国道事務所からは、東海環状自動車道の開通に向けた整備を優先的に実施しておりまして、一般国道258号線の4車線化につきましては、東海環状自動車道開通後の交通状況により整備を進めていくという説明を受けております。

2点目の主要地方道羽島養老線バイパスの整備についてであります。

当バイパスにつきましては、養老町第5次総合計画で平成32年度整備目標が100%となっており、現在の状況といたしましては、一般国道258号から下高田東交差点までの約2.7キロが整備され、平成22年度までに供用開始されております。現在、下高田地内の大型商業施設の前面道路において、歩道内の土地整理を行っており、今年度中には土地の整理が完了する見込みでございます。土地の整理が完了しましたら、所定の手続を経て、町道から主要地方道羽島養老線への県道昇格が行われる予定でございます。

また、県に対し、県道昇格後の歩道整備についても要望を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 1点目の国道258号線の4車線化区間の整備では、現在87%の整備で約1キロの区間が今後の整備対象であると。また、2点目の主要地方道県道羽島養老線バイパス整備では下高田地内の一部土地整理が未了のため、今年度中に整理することですが、いずれも養老町にとっては重要な道路路線です。

特に災害時において上級路線になればなるほど重要視されると理解しております。道路網の整備で国・県・町に関するものがありますが、国・県の整備が進めば、結果的に養老町の道路網の整備が向上しますので、上位団体に整備していただくものは大いに整備要望して、整備率の向上につなげていただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして2問一般質問をいたします。

まず最初の1問は、地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化は、国境や地域を超えた地球規模の問題であります。そのために、各国は地球温暖化防止に関する国連気象変動枠組条約を1992年に採択し、この条約の締約国会議、いわゆるCOPが第1回ドイツのベルリンから始まり、1997年に開かれた地球温暖化防止京都会議では京都議定書が採択されました。この京都議定書では、日本は2008年から2012年の間に、1990年に排出されたと推定される温室効果ガスの総量から6%削減する目標を立てました。これらの国際的な動きの中で、日本国内では1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律が公布、1999年に施行され、2005年には京都議定書目標達成計画が定められました。その2009年9月に開かれた国連気象変動首脳サミットで発展途上国を含む全ての経済体が排出削減で合意することを前提に、鳩山首相が2020年度まで

に25%、1990年比ですが、削減する中期目標を表明いたしました。そして、国内対策の一環として多量排出業者を初めとして、地方公共団体もみずからの事務事業に関する地球温暖化対策実行計画の策定を求められているところであります。

養老町では国の方針に基づき、みずからの事務事業に関する二酸化炭素の排出量を算出し、町内を初めとする事業者や町民の温室効果ガス削減行動を促進するよう削減目標を定め、地球温暖化対策実行計画を平成22年3月に、以降平成26年度までの5年間で取り組み、さらに平成28年3月から平成32年度、令和2年度までの5年間で第2次養老町地球温暖化対策実行計画を策定し、推進してきたところであります。第2次での具体的温室効果ガス排出量の削減目標は、平成27年度、90年度に対して25.5%の削減、平成21年度に対しては14.6%削減、平成26年度に対しては3.3%の削減の数値になっております。また、第4章で目標達成に向けた具体的な取り組みとして、1. 日常業務に関する取り組みとして、1つ、照明の適正な使用、1つ、室内の温度管理、1つ、事務機器の適正な使用、1つ、公用車の適切な利用、2番として省資源に関する取り組みとして、1つ、用紙類の再利用と利用削減、1つ、リサイクル商品の購入、3番として設備機器の運用改善に関する取り組みとして、1つ、照明の個別化、1つ、空調の個別設定、1つ、上下水道ポンプの効率化、4番として庁舎施設の設備機器の導入・更新に関する取り組みでは、1つ、施設の新築時等における配慮、1つ、LED照明への変更、1つ、空調の個別設置の検討、1つ、エコ効果の高いOA機器の導入、1つ、公用車の次世代自動車への更新、1つ、自家発電装置の検討、5番目として職員の意識向上では、1つ、職員等の意識啓発、1つ、職員への情報発信、1つ、講習等への参加、1つ、推進担当者の設置等が記してあります。さらに計画の推進として、行財政改革推進本部の活用、2. 実行の取りまとめと公表、3. 計画の進行管理、4. 計画の見直し等、項目ごとに具体的に述べられています。

これらを踏まえ、次の点について質問いたします。

1点目、平成30年度の各部署の取り組み状況、実績、課題はどうか。

2点目、この計画は施設の建てかえや空調機器・照明機器の取りかえなど、大規模な変更がないと急激な削減は難しいと考えられますが、毎年0.5%程度の削減を目指して取り組み、国が目標として掲げている平成42年、令和12年度の削減目標、いわゆる平成17年度比25.5%削減を平成32年度まで、令和2年度までに達成することを目指すとしているが、できそうなのか。

3点目、計画の見直しの点について、国や県の動向を踏まえて、必要に応じて随時見直しを行いますとありますが、この計画の見直しはあったのか伺います。

4点目、施設の新築時における配慮との取り組み項目がありますが、本年3月2日に竣工した上多度プラザはどのような配慮がされたのか。また、現在建築中の養北こども園については、どのように対応されるのかお尋ねいたします。

5点目、職員の意識向上の中で推進担当者の設置とありますが、現在の状況はどうか。

6点目、省資源に関する取り組みのその他で、会議用のお茶はペットボトルから紙パックに切りかえるとありますが、現段階では実施されていないようですが、原因は何かお尋ねいたします。

7点目、岐阜県地球温暖化防止活動センターでは、子供たちへの地球温暖化防止教育を通じて、家庭での温室効果ガス排出削減推進を図る、家庭から省エネチャレンジを実施しています。この事業では、子供たちが家庭における電気の使用実態の把握や、省エネを学習し、家庭でできる地球温暖化防止の取り組みを研究し、その実践につなげようというものです。このセンター活用について教育長の見解を求めます。

8点目、スマートライフという言葉があります。スマートライフとは、消費電力量が格段に削減された省エネ家電に燃料電池などの創エネ機器と蓄電池、電気自動車などの畜エネ機器等を組み合わせたエネルギーマネジメントシステムで、暮らしのエネルギーを管理し、エネルギーを無駄なく、効率よく利用するライフスタイルのことであります。

こういった機器を使用する町民の方に補助金対応の考えはどうか、お尋ねいたします。

9点目、公用自転車の導入であります。役場庁舎から一定の距離の利用を想定し、近距離での公用車の利用を取りやめて自転車を利用するものです。自転車は、西南濃粗大廃棄部処理センターで定期的に廃棄処分されるものを修理し、活用すればよいと思いますが、町としての考えを求めます。

以上9点について、お尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 問山生活環境課長心得、答弁。

○住民福祉部生活環境課長心得（問山 剛君） それでは、田中議員の御質問につきまして、私から1点目から3点目、5点目と6点目、8点目についてお答えさせていただきます。

まず、地球温暖化における現状について申し上げますと、記録的な猛暑、集中豪雨などの異常気象が多く見られるようになりました。IPCC（国連・気候変動に関する政府間パネル）の報告におきましても、二酸化炭素の濃度の増加がその主因にあるとされ、将来の気候リスクに国際社会が一丸となって意識を変えて、二酸化炭素の削減に取り組むことが急務とされています。

御質問の1点目及び2点目につきまして関連がありますので、一括して御回答させていただきます。

町の地球温暖化対策に関する計画策定につきましては、二酸化炭素の排出量削減、エネルギー使用の合理化等に関して取り組むことを目的として、平成22年3月に第1次、平成28年3月に第2次町地球温暖化対策実行計画を策定し、その実現に向けて電気・ガ

ソリン等の使用量の削減、施設整備の改善等に取り組んできました。

現在実施している主な取り組みといたしまして、照明な適正な使用を目的としたLED照明の促進、正午休憩中は1階来客スペース以外の消灯、室内の温度管理を目的としたクールビズ、ウォームビズの推進、用紙類の再利用と利用削減を目的としたグリーン購入法適用のリサイクルPPCの使用、スキャニングなど電子化管理の促進、公用車の適切な利用を目的とした乗り合わせなど効率的利用、公用車の更新に伴うハイブリッド車の導入、そして職員意識の啓発といたしまして、水曜日のノー残業デーの促進を実施しております。

また、二酸化炭素の排出量削減の目標値につきましては、使用料に排出係数等乗じて算定した総排出量から、対平成17年度を基準とした排出量を除したものとしております。平成32年度の削減目標値は25.5%に対し、平成30年度の削減値は24%となりました。平成29年度が22.7%のため、1.3%の削減が図られたわけではございますが、一部施設の閉鎖もあり、純粋な比較とはなりません。目標値の達成に向けて今後も取り組んでいきたいと考えております。

次に、3点目の第1次、第2次町地球温暖化対策実行計画につきまして見直しは行っておりませんが、鋭意二酸化炭素の排出量削減の取り組みを継続してまいります。

そして、5点目の職員の意識の向上につきまして、さきに御説明いたしました全庁的な取り組みを通じて、関係各課と第2次町行政経営改革プランをもとに二酸化炭素の排出量削減に努め、職員の意識啓発を図っておりますことから、現在推進担当者としては特に設置はしておりません。

次に、6点目の省資源に関する取り組みにつきまして、紙パックは保存期間が短く、飲み切ることが必要であることなど、利便性によるものが原因であると考えております。廃プラなどの環境問題における対策の観点から、本計画の周知を図ってまいりたいと考えています。

次に、8点目のスマートライフの関係についてですが、地球温暖化防止対策の一環として、家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通じて、温室効果ガスの削減の促進を図ることを目的としたものとなっております。

大垣市は、市内事業者から寄附による基金から補助金による対応をしておると聞いております。当町におきましては、現状では厳しいものと考えます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私からは田中議員の4点目と9点目の御質問に関しましてお答えを申し上げます。

まず、4点目の施設の新築時における環境負担軽減の配慮といたしまして、外壁面や屋根における高断熱材、外断熱工法の採用や通気工法を採用し、空調につきましては全てグリーン購入法に対応した機種選定を行うとともに、日射遮蔽の効果のあるひさしの

採用、空調負荷の低減を図っているところでございます。

また、両施設につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による基準に適合しているものでございます。

続きまして、9点目の公用自転車の導入についてでございます。

海津市におきましては、6月3日より公用自転車を3台購入したと聞いております。

おおむね半径1キロ圏内に14の公共施設があり、その範囲での利用を想定しているとのことでした。

当町におきましては、公用車の稼働実績を見ますと、平成30年度で2キロ以下の利用状況は年間89回、総数3,108回に対しまして約2.8%の利用割合となっております。また、当町の出先機関では、こども園の一部で既に導入されておまして、今年度につきましても、地域包括支援センターにおいてこの7月から導入する予定でございます。

なお、西南濃粗大廃棄物処理センターの廃棄自転車の再利用につきましては、廃棄物の再利用は認めていないとのことでしたので、当町の交通安全教室などで使用しております自転車の利用について検討してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 私のほうからは7番目につきまして、県のセンターの活用についてということでございますので、担当課であります教育総務課のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

近年、地球規模での温暖化が急速に進行しております。海面が上昇し水没する地域が出てきたり、世界中で、そして日本でも各所でゲリラ豪雨が発生したりするなど、甚大な被害が発生しております。このことは、地球温暖化の影響ではないかと言われております。

こういったさまざまな環境問題につきましては、環境教育の中で学習をしております。環境教育の狙いは、人間と環境とのかかわりについての正しい認識に立ち、責任のある行動をもって持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材の育成にあります。地球温暖化の問題につきましても、この中で学習をしているところであります。

地球温暖化の問題について深く学習する場の一つとして、田中議員から御提案がございました岐阜県地球温暖化防止活動センターがあるというふうに考えられます。岐阜県のこちらのセンターでは、地球温暖化防止教室を開設していただいております。講師に学校に来ていただき、講座を実施していただけるということでございます。3時間で一まとまりの講座となっており、クイズ形式での地球温暖化の基礎学習、ゲームと体験によるエネルギー講座の学習となっております。このほかにも出前講座も実施されているというふうに聞いております。

現在、町内の学校での活用といったものはございませんが、今後の活用につきまして、

校長会等に働きかけをしていきたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今、質問した中で二、三点ちょっと申し上げますが、5点目の職員の推進担当者の設置の件ですが、ただいまの回答では現在特に設置していませんという回答でしたが、第2次実行計画の中でもうたっておりますように、この行財政改革推進本部の部会、省エネ等経費の削減ワーキンググループ会議でしっかりやってみえるようですけど、さらに計画の着実な推進を図るということで、推進担当者を設置することをきちとうたっておりますので、再度この件に関しまして見解を求めます。

また、6点目のペットボトルから紙パックへの切りかえの件ですが、これもいろいろ工夫、知恵を出せば効率よい方法があるはずです。例えば内部だけの会議とか、またあるいは外部から来賓も含めて参加される会議とか、その辺の対応はいろいろ考え方があろうかと思いますが、まずやってみて養老モデルをつくるという意気込みを持って取り組むべきだと思います。今後の課題として、これは真剣な議論を求めておきたいと思います。

7点目については、この県の学習機構活用ですが、校長会のほうで提案していただいて、ぜひ取り組んでいただいて、さらに今後も継続していくということを申し入れしておきたいと思います。

関連してちょっと4点ほど質問いたします。

ことし臨時会において、小学校6校の空調設備改修工事議案、議決いたしました。今後効率よく、またロスのないように、数多くのエアコン利用のしっかりとした管理をしていく必要があると思いますが、取り組み対応をお尋ねいたします。

それから、2点目といたしましては、平成27年度の地球温暖化防止に向けた新たな国際枠組みであるパリ協定の枠組みのもと、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、再現防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税を創設すると総務省が公表いたしました。

これに関し、神戸町が本6月定例会において、森林環境譲与税基金条例制定の議案を上程、議決し、今年度から森林環境譲与税として90万円ほど交付予定との情報を得ておりますが、養老町の方針及び養老町に対する森林環境譲与税試算額をお尋ねいたします。

3点目として、岐阜県が豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう新たに行う森林環境施策の財源として、平成24年4月1日から清流の国ぎふ森林環境税を導入しております。国が、先ほど申し上げました環境税、令和6年度より課税するというので、県としても必要に応じて見直しを行うとしておりますが、両方ともこれは課税というような状態になりますと、県民として、町民として負担増になります。見解を求めたいと思います。

それから4点目、この地球温暖化対策、町民の皆様に周知徹底すべきと思いますが、現状ではPR不足であると考え、見解を求めます。7月から8月に行政懇談会もごございますので、そういった場を利用するか、ちょっと意味合いが違うと思いますが、二、三年前にデング熱って、蚊の媒介によって発症する病気がございましたが、そのときに大垣市がこうやって、肌に刺す蚊のいない環境をつくろうということで、こういうビラを各戸へ配布されたそうですが、養老町としても何らかのアクションを起こしていただきたいなあと考えておりますので、その辺の見解を求めたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいまは5点についての再質ということだろうと思いますが、私のほうからは2点目と3点目について御回答を申し上げたいと思います。

神戸町が6月の定例会で森林環境譲与税の条例を出されるということでございます。森林環境税に関連した条例につきましては、譲与税による基金を創造するための条例を今年度内の議会に上程させていただきたいと考えております。

また、森林環境譲与税の譲与額につきましては、本町は177万円と試算をされております。

それから、清流の国ぎふ森林環境税と、それから国の森林環境税とで税負担がふえるのではないかとございまして、清流の国ぎふ森林環境税につきましては平成28年度に見直しを行い、その後一定期間を経た段階で施策の効果を検証し、必要に応じて見直し行うとされております。これに対し森林環境税につきましては、新たに令和6年度から課税されることとなっております。実際に負担増となるかどうかは、現時点においては不透明な状況でございます。

また、森林環境税は温室効果ガスの削減目標の達成や災害防止等のほか、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するものであるのに対し、本県の清流の国ぎふ森林環境税は、我が県の豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう自然環境の保全、再生に取り組むものでございます。双方の森林環境税は、法律もしくは県条例に基づき課税されるものでございますので、負担増になるかどうかについて私のほうから見解を申し述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 失礼いたします。

再質問の1点目につきまして、私のほうから御回答させていただきたいと存じます。

昨年の夏休み中に高田中学校、東部中学校、笠郷小学校の3校でエアコンを設置し、エアコンが使用できるようになりました。現在、議会の承認をいただき、残り6校の小学校での設置を進めているところでございます。

エアコンの使用に伴いまして、昨年8月に空調機器の運用に関して養老町立小・中学校空調機器運用マニュアルを各校に通知いたしました。そこには、稼働期間、稼働時間や使用の目安温度、使用する際の注意点などが記載されております。特に大切な注意点といたしましては、同時に一斉に全てのエアコンを稼働させないこととし、1台ごとに時間を決めて稼働させるように指示をしております。電気の基本料金につきましては、前11カ月のデマンド値、最大利用電力の最高値が基本料金にかかわっておりますので、特に空調設備は起動時に大きな電力を必要とするということから、同時起動をするとデマンド値が大きくはね上がるということによるものでございます。

このような指示をきちんと守っていただいております。昨年度は大幅な電気料金の上昇はございませんでした。ことし設置の6校につきましても、同様の指示を今から校長会のほうで伝えているところでございます。

また、ことし2月に実施されました笠郷小学校空調設備改修工事の事業監査結果の報告書の中では、特記すべき事項ということで笠郷小学校空調設備改修工事について、前年度に工事設計をしている約4,000万円の大きな工事であった。基本設計の段階で何回ものコスト計算等の検討会が開催されたと同った。実施調査で、完成後の学校現場を見たが、集中管理コントローラーにより稼働温度の設定、教室ごとの温度管理など注意深く行っているとの説明を聞き、電気代の節約などコスト管理が適切になされていると感じられた。操作関係者も校長、教務主任などの特定者によることとしているとのことであった。今後も同じように適切な運用がなされるよう心がけたい。笠郷小学校の事例を見習う必要があると思われることとございまして、適切に設置・運用されていることを認めていただいたところでございます。引き続き適切な設置・運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 問山生活環境課長心得、自席にて答弁。

○住民福祉部生活環境課長心得（問山 剛君） それでは、私のほうから2点目から説明させていただきます。

町民の方への意識啓発についてでございますが、平成28年3月に本計画を策定したときにも、町のホームページ等を通じて啓発を実施したところではございますが、地球温暖化の問題はごみの問題とともに、豊かな生活を営む上で深く関係しております。中でも廃プラスチックなど再生利用ができるものまで、ごみとして大量に廃棄、焼却処分されていることが地球の温暖化につながっております。今後、地球温暖化とごみの減量、資源化の取り組みをあわせて広報等を通じた啓発を検討してまいります。

また、3点目の職員の推進担当者の設置の件についてでございますが、推進担当者につきましては、現在各課におきまして担当職員を配して本計画及び第2次町行政経営改革プランのもと、省エネ等経費の削減の取り組みを実施しておるところでございます。今後は名称を推進担当者と定めます。

また、令和3年3月に第3次の町地球温暖化対策実行計画の策定を予定しております。今後も全庁的な計画の促進を図ってまいります。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） この問題はなかなか大きいので、長期的には実現は難しいかなあと思いますけれども、粘り強く我々もこの課題は次世代に送ることなく、一個人として地球温暖化防止にできることから実践し、消費者の意識改革に貢献していくことをここに決意し、この質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） これより暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

[11番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、2点目の質問をいたしたいと思います。

所有者不明土地問題についてであります。

我が国は、登記簿などの公簿情報を参照しても、所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地が、人口減少、高齢化の促進に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等を背景に、全国的に増加しています。

所有者不明土地の利用に当たっては、土地の所有者の探索に多大な時間、費用を要する上、探索の結果、所有者が判明しなかったときに、利用するための手続に時間がかかる場合や、そもそも利用するための制度の対象とならない場合が存在するといった課題がありました。

このような課題に対して、国土交通省では国土審議会土地政策分科会特別部会において平成29年9月より検討を行い、同年12月には中間まとめを公表いたしました。これを踏まえ、平成30年の通常国会に所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法案、いわゆる所有者不明土地法案を提出し、同法案は6月6日に成立しました。

この所有者不明土地法は平成30年11月15日に一部施行され、令和元年6月1日に全面施行となりました。今後、残された課題である所有者不明土地の発生抑制・解消に向け、平成30年6月1日に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において決定された所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針に基づき、法務省など関係省庁と連携しつつ、人口減少社会における土地に関する基本制度のあり方について検討を進めていますと国交省ホームページに記され、国を挙げての取り組み方針が伝わってきます。

他方、有識者でつくる消費者不明土地問題研究会は、平成29年10月26日に所有者がわ

からない土地が2040年に北海道の面積に迫る720万ヘクタールに拡大するとの推計を発表しました。現状の1.8倍になる試算で、高齢化による死亡者の増加と、土地相続への関心の希薄化など、ネズミ算的に拡大するとしています。

面積は、今後の死亡者数の見通し統計やアンケートによる相続の意向と未登記率から推計をされ、調査を通じ2020年から2040年に発生する土地相続の約3割が未登記になる可能性があることがわかりました。

経済的損失は、単年で2016年は1,800億円、2040年は3,100億円に上がり、2040年までの累計は6兆円に及ぶとしています。そして、管理不行き届きで農地や林地が荒廃して、洪水や土地崩落の防止機能などが失われることや、遊休地となり農林業生産が上がらないこと、土地所有者の探索に時間と費用がかかるなどを考慮して計上しています。

所有者不明土地問題研究会は問題解決対策として、1つ、土地利用活用、土地利用の円滑化に向けた制度の創設、1つ、所有権移転を確実に把握する仕組みの構築を提起、1つ、空き家、遊休農地、放置森林の利活用や、土地所有者の責務の明確化、1つ、土地と所有者情報の確定作業の強化等々を提起しました。

現在、法務省、財務省等関係省庁で、問題解決のため法令改正を含めて協議検討されており、養老町としても所有者不明土地が増大すると危惧しておるところでございます。

そこで、次の点について質問いたします。

1点目、所有者不明土地の問題について、養老町の現状はどうか、地目ごとの数値を伺います。

2点目、この状況を踏まえ、現在の対応は、また今後の対策についてどのように考えているのか伺います。

3点目、昨年7月24日に岐阜新聞社が各団体に呼びかけて所有者不明土地問題を考えるネットワーク岐阜の発足に向けて第1回会合を開催されまして、情報を共有していくことや、岐阜県民への周知を図るシンポジウムを開催することを確認し、11月26日に岐阜市でこのシンポジウムがあり、有識者の講演やパネルディスカッションがありました。参加されたのか、また情報収集はされているのかお尋ねいたします。

4点目、今後いろいろなケースが想定されますが、相続人から町に売買、耕作や管理依頼、寄附等の申し出があった場合どのように対応していくのか。前述の研究会では所有権を手放すことができる仕組みと受け皿イメージとして、公的色彩を持った新たな組織、公的機関やNPO法人、また地縁団体の部等の立ち上げを提案しています。組織の運営や管理費の問題は所有者から徴収する手数料を充てるとしております。

5点目、養老町空き家・空き地バンクが設置されていますが、実績は。また、この問題に対して貢献していると言えるのか、以上5点について伺います。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） ただいま5点について御質問いただきましたけれども、

最初の1点目と2点目について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の養老町の現状等についてでございます。

本町においては、町域72.29平方キロメートルのうち、平成30年度の固定資産税の課税地積は、38.85平方キロメートル、法定免税点未満のものは2.1平方キロメートル、合計で40.95平方キロメートルでございます。

また、非課税地は31.34平方キロメートルとなっております。このうち、相続人が相続放棄をしたことによるものや、納税義務者の住所や居所が不明であり、郵便による送達ができず所在不明となっている土地は22件、56筆、1万7,701.49平方メートルでございます。

地目別には、宅地5,990.28平方メートル、雑種地254.30平方メートル、田9,015平方メートル、畑1,969.91平方メートル、山林266平方メートル、原野64平方メートル、池沼442平方メートルとなっております。

次に2点目の、現況を踏まえての対応状況及び今後の対策についてでございます。

固定資産税は、原則として不動産登記簿上の所有者に対して課税する課税台帳主義がとられておりますが、所有者が死亡し相続登記が行われていない場合には、相続人の中から代表者を選定していただき、その方に対し納税通知書を送付しております。

また、町外在住の納税義務者で転居や死亡が判明した場合には、関係自治体への住民票や戸籍等による調査を行うなど納税義務者の把握に努めているところでございます。

相続人が相続放棄をしたことにより所有者不明となった場合には、家庭裁判所に対し財産管理人の選任の請求を順次行い対応しており、今後も継続して行ってまいりたいと考えます。

また、土地の所有者の所在等が不明なため、町税が未納となることをできる限り発生させないためには、相続登記促進の働きかけが重要であることから、代表相続人指定届を送付する際には相続登記を促す文書を同封するなどの方策を検討し、さらなる周知に努めてまいりたいと考えます。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法は、令和元年6月1日に完全施行されましたが、所有者不明土地の解消に向け、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みや所有者の探索を合理化する仕組み等が構築されました。

また、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が令和元年5月24日に公布され、不動産登記簿上の所有者不明土地について、所有者の探索に関する制度や探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例等も創設されました。

さらに、議員御発言にもございましたが、所有者不明土地等の対策の推進に関する基本方針を踏まえ、地方公共団体を支援するため、当地方でも中部地区所有者不明土地等に関する連絡協議会が設置されるなど、国を挙げて所有者不明土地問題の解消に向け検討が図られておりますので、本町といたしましてもその動向を注視してまいりたいと考

えます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 私からは、3点目、4点目、5点目につきまして御回答を申し上げます。

まず3点目の、昨年11月のシンポジウムにつきましてでございますが、このシンポジウムに関しましては、日程の調整がつかず職員は参加しておりません。法務局及び県用地課など関係機関からは所有者不明土地問題についての情報提供がございますので、町内で随時情報を共有しているところでございます。

4点目の、さまざまなケースの想定と売買についてでございます。

現状におきまして、一般的なケースでは相続が確定していない物件につきまして、相続人を調査しまして、法定相続、遺言など分割協議に応じた持ち分で用地買収をしているところでございます。

所有者不明の農地に関する耕作や管理依頼があった場合につきましては、農地法の改正に伴い、所有者がわからない農地の貸し借りができるようになったことから、申し出に基づき、所有者の探索や農地中間管理機構への通知など必要な手続を行ってまいりたいと存じます。

また、寄附につきましては、原則、町が必要な物件以外につきまして受け付けていないところでございます。相続で係争中、またはそれに準じる場合は、その結論が出るまでは保留案件になると思われれます。

なお、国におきましては、2020年ごろに相続登記の義務化など、法改正や活用が見込めない土地の受け皿を育成するモデル事業について検討している情報がございますので、今後はその動向に注視してまいりたいと存じます。

5点目の、空き家・空地バンクの実績等でございます。

養老町空き家・空地バンクにつきましては、平成29年12月に設置されまして、現在までの実績は、土地・建物で3件、土地のみ1件の登録がありまして、うち土地・建物の1件は賃貸借契約が成立しております。

今後、当バンクの登録はふえる予想ではございますが、当バンクを設置してからまだ登録数も少なく、所有者不明土地に関する相談もないため、当問題への貢献度は今のところ薄いと思われれます。

私からは以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 4点目の受け皿のイメージということで、国のほうも今いろいろ法改正をして、そういう準備をしておるようでございますけれども、後手後手にならないように情報収集はしっかりとされて、それから何かこの公的機関とかNPO法人と

か、そういう働きかけというのか意欲というのがまだ今の課長の答弁では伝わってこないんですが、その辺の気持ちだけ再確認したいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは失礼いたします。

活用が見込めない土地の受け皿を育成するモデル事業についての団体ということでございますが、現時点で想定できる団体のほうが見込めておりませんので、国のほうの情報によりますと、こちらも2020年ごろにその受け皿を育成するモデル事業を行うという情報でございますので、先進事例としてそちらの事例のほうをよく参照してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） これから独居老人等がかなり養老町も見えますので、その方が亡くなると、そういう財産等がこういう状況になるおそれがあるということで、各末端の区で地縁団体であればそういう財産も持てるというような資格もございますので、その辺も活用しながら弾力的な対応をしていくように望んで、この質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で質問をいたしたいと思います。

2件目に関しては、若干質問者の思いから項目の前後がありますので、御理解をお願いしておきたいと思います。

まず、保育行政について3点で質問をいたします。

ことし10月から幼児教育・保育が無償化され、対象となるのは3歳から5歳の子と、ゼロ歳から2歳のうち住民税非課税の子供たちです。保育料の無償化は子育て世代の負担軽減という点で前進ですが、財源は逆進性のある消費税に求めているということです。内閣府試算による無償化に係る所得階層別の公費負担額は、年収640万円以上の世帯が約50%の配分を受ける一方、年収330万円未満の世帯は約5%にとどまります。結果的には、低所得者層ほど負担が重くのしかかり、配分が少ない政策です。

1項目めは、幼児教育の無償化について4点で伺います。

1点目は、これまで地方自治体は国が示す保育料から独自に軽減措置をとってきました。10月からの無償化は国基準で算定された額が予算措置されますから、町独自の軽減措置分などの負担が浮くことになると認識をしていますが、その額は幾らと試算しているのでしょうか。

2点目は、無償化といいますが、完全な無償化ではなく、給食費や延長保育料などは保護者負担です。給食費は、これまではゼロ歳から2歳児は保育料に含めていました。

3歳児から5歳児は副食代、いわゆるおかず代ですが、保育料に含め、主食代、御飯は保護者が負担をしていました。

無償化から給食費が外れたことにより、主食、副食とも給食費として町が徴収することになると認識しています。公立においては、主食費用、月1,150円、副食費、月2,850円の計4,000円がそのまま徴収されれば、低所得者の場合、無償化される保育料より給食費のほうが高くなり、逆に負担増になります。生活保護世帯、ひとり親世帯、町民税非課税世帯などは無償化前と比較して負担増が懸念されますが、低所得者層に対する町の対策は講じられていますか。

3点目は、食事は子供の発育・発達に欠かせないものです。栄養の摂取はもちろんのこと、みんなで食事を楽しむことは五感を豊かにし、心身の発達を促します。給食の提供は保育の一環として町も保育料の一部としてきたのだと考えています。無償化により、町がこれまで行ってきた保育料の負担軽減分を使い、給食費の町単独無償化を提案します。

町長の、町単独で補助することについての見解を求めます。

4点目は、保育料の無償化は初年度のみ全額国庫負担ですが、2020年度からは民間施設は国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担となり、町立保育園は町が10割負担となると承知しています。持続可能な施策とするため、次年度からの予算確保をどう検討しているのか伺います。

2項目めは、養北こども園について新園舎建設の進捗状況と、現園舎2園の跡地利用の具体的な計画について伺います。

3項目めは、保育士の過重労働の現状と対策について伺います。4月の町議選で、複数の保育士の家族の方から深刻で切実な声を聞かせていただきました。これまでもこの問題を取り上げてきましたが、改善に向かっているのでしょうか。保育士の量の確保はもちろん、質の高い保育を確保するために、保育士の方が安心して働き続けられる環境づくりを計画的、意識的に取り組む重要性があると思います。現時点での進捗も含めた考え方をお聞かせください。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の幼児教育無償化についての中の1点目でございます。

町独自の軽減措置分が浮くと考えられるが、その額はということでございますけれども、これまで本町では国が示す保育料基準額より低い価格の保育料を設定し、町独自の利用者負担軽減を図ってまいりました。この軽減額については、これまで町の全額負担となっておりましたが、このたびの保育料無償化により私立園に関しては町独自軽減分と副食費を除く利用者負担額についても、国・県・町による公費負担となります。これにより、町独自軽減分の割合が減少することになります。しかし、国の関連法案が整備

されていないため、現段階では正確な減少額を算定することは困難でございます。公立園については、これまでは利用者負担額を除く全てを町が負担し、その一部を交付税による補填がされてまいりました。今回の無償化により、利用者負担分と町独自の利用者負担軽減分が交付税に算入されることとなります。

それから2点目の、低所得者に対し町の対策は講じられているかということでございます。

給食費のうち副食代につきましては、国の考え方によりこれまでも基本的に実費徴収、または保育料の一部として保護者に負担をしていただいております。この考えを国は維持することとしております。ただし、低所得者に関しましては、国の減免制度により副食費が免除をされますので、影響はないものと考えております。

それから3点目の、町独自の無償化を検討するというところでございますけれども、副食費の徴収につきましては、現在も保護者が保育料として負担をしていただいております。無償化後も国の方針に基づき副食費を徴収する予定でございます。

また、配慮が必要とされる世帯に対しましては、国の制度で減免されておりますので、これ以上の拡充は考えておりません。

それから4点目でございますけれども、予算確保への財源確保ということでございませぬけれども、保育料無償化に伴う地方自治体負担分の財源確保につきましては、国の説明によりますと、地方交付税の算定に当たって、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分を基準財政収入額に算入するものとしてされております。このことから、保育料無償化による地方自治体負担分は地方交付税に算入されるということになりますので、財源は地方交付税で賄われるものと考えております。

それから2点目の、養北認定こども園についての1点目でございますけれども、新園舎建設の進捗状況ということでございますが、現在基礎工事を行っており、今後、配管工事を行う予定でございます。7月には鉄骨が建つ予定となっており、工事は遅延なく順調に進行しております。

2点目の跡地利用の具体的計画ということでございますけれども、西園舎は令和2年度で予算措置ができ次第、できるだけ早い時期に解体工事を行い、駐車場にしたいと考えております。東園舎につきましては、早々の解体計画はございませんが、耐震基準を満たしていない施設でございますので、解体必要があると考えております。

それから3点目の、保育士の過重労働の現状と対策についてということでございます。

保育教諭は児童の発達に大切な幼児期の教育・保育を担うという高い志を持って日々園児とかかわっております。このような保育教諭の働き方につきましては、園長会や主任会が中心となって、書類の統一や記入回数を減らすなどの事務量の削減や、職員会議の時間短縮、作業時間の確保などに取り組んでおります。

また、保育士幼稚園教諭の免許を持たない支援員の採用もふやし、支援を要する園児

への対応や保育業務の補助を行えるようにしてまいりました。このような支援員の採用では、県が実施する子育て支援員研修修了者や採用後の研修の受講を勧奨しております。今年度からは育休代替任期付職員を採用して、育児休業中の職員の補充をいたしました。

そのほかには、公・私立を問わず巡回アドバイザーによる各園の定期訪問を行い、悩みのある保育士等へのアドバイスをを行い、保育士等へのケアも行っております。

教育・保育現場は多種多様な対応が必要となり、労働環境の改善の特効薬はございませんが、今後もこのような取り組みを進め、改善できるよう努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問を行います。

無償化前と比較して、逆に負担増になる低所得者階層については、国の減免措置等々を考えながら保護者に負担増になるようなことはないというふうな答弁だったと思いますが、提案として、町独自の軽減措置分で浮く金額の試算がわかった段階で、万が一給食費に関して負担増となる軽減措置分での対応に対する見解を再度お尋ねしておきたいと思えます。

軽減措置分については、養老町の場合はまだ正確な算定額は困難という答弁でしたが、県内の議会対応を見てみますと、おおむねの概算をしているところもあるようです。地方交付税に算入されるということで、議会では予算の中でこの分がこれだというようなところがしっかりと見えてこないわけですが、こういう点でのせつかく町単独での分が浮くわけですので、それを保護者に還元していくと、ひいては子供たちに還元していくと、そういうことに対する見解について伺っておきたいと思えます。

2点目は、無償化から給食費が外されたことにより、県レベルでこの所得者対策などへの予算措置を図ろうとする県がでございます。例えば秋田県では、6月議会の補正予算に上げられているわけですが、岐阜県の動向についてお尋ねをします。

3点目は、新園舎建設の進捗状況はおおむね滞りなく順調に進んでいるということですが、すけれども、今年度の小畑地区の町民運動会が駐車場の確保の問題で開催が断念されました。非常に残念です。旧保育園舎跡地の駐車場整備計画は、具体的には何月までというふうなことではありませんでしたが、おおむねの駐車整備計画と駐車スペースの車の台数、それをお尋ねしたいと思えます。

さらに、耐震I s値が低い旧幼稚園園舎の解体、用地活用対応についてですが、旧幼稚園園舎については、子供たちの遊び場や地域の交流の場として、運動場の開放を求める声もあります。閉園後は、樹木の管理なども含め、どう検討していくのかお聞かせください。空き家、空き店舗も社会問題ですが、歴史的使命を終えた旧池辺幼稚園舎、旧船附保育園、旧上多度幼稚園とあわせ、財政措置や再生運営に本腰を入れるべきではない

でしょうか。

4点目は、公立保育所の保育士は、正規保育士が36名、非正規職員が35名、令和元年6月1日現在として調査依頼で数値が示されました。非正規職員35名の中には短期間の勤務という方もおられるということですが、来年4月に導入される会計年度任用職員制度における保育士の非正規職員の待遇改善はどのように進められていくのか、また今どのような状況であるのかお尋ねいたしたいと思います。

さらに、保育士の離職率です。平成26年から平成30年までの正職の離職率、平成26年2.86%、平成27年2.86%、平成28年2.9%、平成29年17.07%、これは認定こども園に移行された年ですね。平成30年が12.50%となっております。

子供を産み育てながら正職として保育士の道を全うしたいと願う方々の、働きやすい環境を整備し、離職率を抑えることは、町の保育行政にとっても重要な施策であると思います。平成29年度、30年における離職率の高さの要因についてお尋ねをします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質でございますけれども、1点目と2点目について、私のほうから回答をさせていただきたいと思います。

独自の軽減措置分で浮く金額をという御提案でございますけれども、保育料無償化前に比べまして負担増になるのは、現在、副食代を含む保育料がゼロ円の方で、無償化により副食代が保育料から分離されることにより、保育料はゼロ円にもかかわらず、副食代がゼロ円にならず、負担が発生する場合と考えられます。本町においてそのパターンに該当するのは、岐阜県の施策である岐阜県第3子以降保育料無償化事業によりまして保育料がゼロ円となっている方であり、現時点での対象者は12人でございます。この12人分の負担増加分が合計で年間約41万円、1人当たり年間約3万4,000円となります。この個人負担増加額について、町としての軽減措置をすることに対する見解ということで御質問でございますけれども、岐阜県第3子以降保育料無償化事業の対象者に関しましては、年収360万円以上相当で町民税所得割課税額が9万7,000円未満の世帯となります。低所得者層をどこまでと捉えるかにもよりますけれども、国は年収360万円未満相当の世帯については副食代を減免することとしておりますので、これ以上の拡充を行うことは考えておりません。

それから2点目の、県の動向ということでございますけれども、秋田県では3歳児から5歳児の副食代について世帯収入に応じた独自の補助制度を設ける方針で、令和元年度6月議会に予算計上をしております。

岐阜県における動向について県に確認をさせましたところ、検討中であり現段階でお示しできる内容のものはないとの回答でございました。

3点目、4点目については各担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 3点目につきまして、私のほうから御回答申し上げます。

駐車場の整備につきましては、先ほど御提案したとおり、予算措置がされ次第、早急に工事の準備に入り、来年度4月以降の早い段階で工事に入りたいと考えております。駐車場の形状及び駐車可能台数については、今年度中に解体の設計を行う予定となっております。その中で検討していくこととなっておりますが、面積だけで比較いたしますと、養北認定こども園西園舎の総面積は、現在建設を予定している養北こども園新園舎建設総面積の半分ほどの面積を有しており、およそ50台ほどの駐車は可能と考えております。養北こども園北園舎につきましては、耐震基準を満たしていないため再利用は不可能であり、解体する方針です。今後の跡地利用については、地区の意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと存じます。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 4点目の御質問につきまして、会計年度任用制度の御質問でございますので、私のほうより御回答申し上げます。

保育士を含めました非正規職員の待遇につきましては、令和2年4月1日から施行されます会計年度任用職員制度に向けまして、全国町村会が作成しております条例イメージを参考に制度設計を進めているところでございます。制度設計に当たりましては、近隣の市町の担当者による勉強会、意見交換会を通しまして、非正規職員の待遇改善につながるような制度となるよう検討しているところでございます。

また、平成29年度、30年度の離職率の高さにつきましては、退職者のほとんどが若い職員でありまして、結婚を機に家庭等の事情につき退職する職員が多かったことが要因となっております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 国が進める幼児教育・保育の無償化といっても、食材料費については年収360万円以上の保護者の3から5歳児はこれまでも主食費は実費負担でしたが、新たに副食代が公定価格から切り出され、実費化されます。教育の無償化についてはいろいろなことが聞かれます。例えば、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であるから、保護者に負担を求めるのは当然ではないかという旨の内容です。

幼児教育・保育にとって最も大切なのは、子供にとって最善の利益とは何かという視点ではないでしょうか。児童福祉法による子供の健全な成長を保障する目的の中で、厚生労働省から出される栄養所要量をもとに献立が作成されています。異年齢や同年齢で食事を楽しむことにより、苦手食材の解消や保育所と家庭を結ぶかけ橋の役割も担っています。ですから、家庭で子育てをする場合でも生じるとの考え方は、私は町としての

責務としても政策的な見地に立てていないというふうに考えるものです。そこで、次の点で2点で質問をいたします。

1点目は、自治体職員の仕事は、国保、介護、生活保護、子育て、教育、まちづくり、防災など町民の暮らしのあらゆる面にかかわっています。町民のために、養老町のためによい仕事がしたい、これが自治体職員の皆さんの共通の願いだと思います。国の自治体リストラ、人減らし政策のもとで正規職員が大きく減らされ、臨時・非常勤職員が急増し、特に保育現場では半数の保育士が臨時・非常勤の現場です。養老町では非正規職員で担任を任されている職員数は9名にも上るといっていますが、来年4月に導入される会計年度任用職員制度において、臨時・非常勤の皆さんの待遇改善が進むよう、国の財政支援を町村会などを通し、連帯して求めていただきたい。大橋町長が西濃圏域でイニシアチブをとっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、次年度の小畑地区の町民運動会が開催される駐車場確保におけるハード面の保障は、予算ができ次第では困ります。町民運動会が果たす意義を、町長、教育長御自身が一番よく御存じだと確信しています。開催を保障するためのタイムリミットもあります。具体的な工事の解体や、アスファルト化した駐車スペースの整備計画も、地元を含め、いつをめどに公表するのか、しつこく再度伺っておきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 正規職員と非正規職員の待遇改善ということでございますけれども、やはり同一労働同一賃金というのが基本でございますので、そういった労働に見合うだけの、臨時といえどもそういった労働に見合うだけの待遇改善をしていけるよう、要望しながら進めていきたいというふうに思っております。

2点目についての、いつの解体かということでございますけれども、現在、保育園として使用をされておりますので、来年度早々には解体費用で取り壊しができるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2件目の質問に入ります。

2件目は、教育・行政について伺います。

最初に、通学路の安全確保について2点で伺います。

昨年6月18日午前7時58分、大阪府の観測史上初の震度6弱の大地震により、挨拶運動の当番で他の児童より10分早く登校して、ブロック塀の倒壊で高槻市在住の9歳の女子児童が亡くなるという痛ましい出来事は、1年たった今も記憶に鮮明によみがえりません。

その後、全国で通学路におけるブロック塀対策が広がっています。これまでこの事業は、国交省の防災安全交付金の基幹事業の一部としての効果促進事業だったため、交付

金が事業費全体の2割以内しか使えないとの制約や、単独での交付申請ができませんでした。しかし、2018年度の国の第2次補正予算から、ブロック塀などの安全対策事業として独自の基幹事業に位置づけられ、制約などが解消されたと認識しています。

交付率も、国は地方負担の2分の1から、国3分の1、地方3分の1、民間3分の1へと改善されたと承知しています。交付の限度額は1メートル当たり8万円と高目に設定され、倒壊の予防や避難路安全確保など、防災上も重要な課題だと考えます。

1点目は、当町も高槻市の事故を教訓とし、町内の通学路におけるブロック塀の調査をしていたと聞き及んでいます。調査件数や、調査後、現時点での改善状況について伺います。

また、平成31年4月1日施行の養老町ブロック塀等安全確保事業費補助金交付要綱の5条2項の補助金額などは、国の交付金改善を反映したものになっているのでしょうか。その見解を伺います。

2点目は、痛ましい通学路における園児、児童、生徒の死亡事故などが後を絶ちません。新年度から東部中、高中、そして全小学校における、通学路における事故件数とその対応について伺います。

2項目めは、試験前など、眠気覚ましに若者がよく飲むエナジードリンク中毒が問題となり、2014年世界で初めてリトアニアが未成年への販売を禁止しました。昨年はイギリスやイングランド地域でも禁止を決めています。しかし日本では、学校の自販機や通学路の自販機に置いてあるのが現状です。エナジードリンクに多く含まれるカフェインは、神経伝達物質や内分泌の経路を刺激し、心拍や血圧を上げ、気管支拡張を起こします。短期間に大量に摂取すると、蓄積され、中毒になり、動悸や吐き気を起こします。本人や家族も、エナジードリンクの危険性への認識が希薄化しているのが現状です。許容量と危険性を学校の保健の時間で学習するポスター啓蒙も必要であると考えますが、町教委の見解も含め、答弁をいただきたいと思えます。

3項目めは、全小・中学校の運動場にスプリンクラー設置の要望に対する見解を求めるものです。現在は高田中学校と養老小学校に設置されていますが、その他の小・中への設置計画はあるのでしょうか。この要望も大垣市の設置状況を知り得た町民の方から町議選で寄せられた声です。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、水谷議員の2項目め、1番、①のブロック塀の調査等につきましての御回答を申し上げます。

昨年8月に通学路のブロック塀について危険箇所の調査を行いました。その後、詳細な事故調査は行っておりませんが、目視でサンプリング調査を行った結果、改修率は数%であると推測しております。

国が示す交付限度額はメートル当たり8万円でございますが、当町では、標準的なブ

ロック塀の除去、フェンスなどの建てかえとして、メートル当たり2万2,500円の想定で補助上限額15万円でございます。

なお、本年4月現在、県内でブロック塀撤去等の補助金制度があるところは42市町村中32市町で、補助限度額、平方メートル当たり1万円以内か、メートル当たり1万円以内が大半でございます。それによりまして、補助金を見直す予定は今のところございません。私からは以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから1項目めの2点目と、2項目、3項目について御回答をさせていただきたいと存じます。

新年度からの通学路における事故件数と対応についてということでございますが、昨日までの登下校中の事故件数につきましては、1件となっております。4月9日火曜日、下校中の中学1年生の男子生徒が交差点を自転車で右折しようとし、直進の自動車と接触、本人にはけがはないものの、自転車が一部破損したというものでございます。

事故防止対策といたしましては、小学生は各校の安全リーダーの方々に登下校の見守りを行っていただいております。また、各校で交通教室を開いたり、中学校入学前には児童が通学路を自転車や徒歩で確認したり、定期的に登下校時に危険箇所職員が出かけて登下校指導をしたりしているということでございます。

2項目めの、エナジードリンクの保健教育と啓蒙についてというところでございますが、こちらにつきましては議員御指摘のとおり、飲むと頭がすっきりし、やめられなくなるというエナジードリンクには、カフェインが多く含まれており、摂取し過ぎると中毒症状を起こしたり、最悪の場合は死に至ったりするケースもあるというふう聞いております。子供の健康を守っていくために、その危険性について学校でも指導をしていく必要性を感じております。今後は養護教諭等と話し合いながら、保健教育の中で指導をしていきたいと考えております。

3項目め、運動場におけるスプリンクラーの設置についてでございますが、議員御指摘のとおり、現在は養老小と高中に設置がされてございますが、現在民家が隣接し、風向きにより砂ぼこりが飛散するというので、養老小学校と高田中学校に設置をさせていただいております。今後は教育委員会関連施設の整備の重要度と予算を考えながら、検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問をします。

ブロック塀の関係です。町の補助金交付に、現時点での窓口申請相談や申請件数をお答えください。

2点目は確認ですが、町の交付要綱の失効、効力を失う失効は、国または岐阜県のこの事業に相当する事業が終了した日、または平成35年3月31日、令和5年ですが、いずれか早い日に限り、その効力を失うとしています。いずれにしても、国・県の動向次第、また5年間の時限交付ということでしょうか。これは要綱を見た町民の方からお尋ねがありました。一応説明はいたしました、非常に説明しないと誤解を招くと思いましたが、あえて再質問の項目に上げました。

3点目は、通学路の事故件数は交差点で1件ということですが、こういう事故件数が上がったら、教育委員会として現場の確認はしているのでしょうか。交差点とのことですが、事故の再発防止のために啓発看板の設置や道路上に薄層カラー舗装などの対策というのは必要なかったのでしょうか。

4点目は、スプリンクラー設置の件での答弁は、その必要性の認識を共有することができたというふうに思っていますが、エアコン設置の答弁と比較して、具体性のない歯切れの悪い答弁であったと思います。養老小や高中の設置の実例があり、概算予算や工期、また設置後の問題点や改良点もあると考えますので、その点での答弁をいただきたいと思います。

5点目は、エナジードリンクの養護教諭アンケートからも全国の小・中・高校の養護教諭1,096人が答えたアンケートでは、子供のエナジードリンクの摂取の実態への懸念が浮かび上がり、心身の異変を懸念する声が教育現場から上がるとの報道もあります。夏休みに入る前に、家庭でもエナジードリンクを大量に冷蔵庫に冷やしておかないなどの啓発を進めていただきたいというふうに思います。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは失礼いたします。

ブロック塀の1点目と2点目につきまして御回答申し上げます。

まず、問い合わせ件数につきましては、この6月現在で十数件ございまして、そのうち、補助申請をされた方が1件でございます。また、要綱につきまして、時限で失効するような内容がうたってございますが、こちらにつきましてはその時点で再度見直しをかけまして、必要に応じてまた継続するかどうかということは判断してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 交通事故の現場を確認しているかということですが、全てを確認しているわけではありません。ただし、学校のほうから交通事故があった場合、事故報告書というのが上がりまして、図面が来ておって、先ほどの4月9日の事故についても、どこでどのように起きたかということについてはつかんでおります。場合によりましては、私が朝おるときに現場に駆けつけることも過去にはありましたが、原則としては事

故報告書で対応しています。

それから、エナジードリンクの夏休み前の保護者への啓発につきましては、7月に校長会がありますので、夏休みの生活の仕方について、そのことに触れるようにお話ししていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 失礼いたします。

スプリンクラーの設置状況ということで、高田中学校と養老小学校に設置されてございますので、その概要について調べた範囲でございますが、御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、工期につきましては十分な把握ができておりませんので、高田中学校につきましては平成元年度が完成年度ということでございまして、請負金額が824万円ということでした。養老小学校につきましては、平成11年度に完成をしております、こちらの請負金額は2,100万円ということでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ブロック塀の補助交付について、大阪北部地震から1年ということで、高槻市の状況が頻繁に報道されました。全ての学校は3年以内で、他の公共施設は9年以内に撤去するとの計画ですけれども、民間住宅では上限100万円、1メートル当たり1万3,000円との補助交付としたものの、新設への補助がないため解体が進まないのが現状で、市の職員の方が戸別訪問で推進を促していくということでした。

養老町でも、先ほど十数件の問い合わせはあるけれども、1件の申請ということですので、新設交付の補助が本当に少ないといえますか、撤去でその上限額がもう終わってしまうというような現状のために、年金暮らしの高齢者世帯にとっても、本当に二の足を踏むという状況です。実際に町に申請に来られて、その金額と自分の工事費が余りにも自己負担が多いということで、なかなか解体するということは踏み込めないというふうな声もありますが、県内でも単独でこの事業の設置の交付要綱を持っていないという自治体もあり、全国でも6割弱ぐらいの自治体が、この交付要綱を持っていないということは承知していますが、せっかくつくった補助金要綱がこういう形では、やはり実態とは合っていないというふうに私は思っています。当然この要綱を作成するに当たり、ある程度解体費用、また新設費用、そこらあたりのことも加味しながらこの要綱を立ち上げられたと思いますが、そういう点での議論はなかったのでしょうか。

また、ブロック塀対策は、ことし1月から新たに自治体が指定する災害時の避難路に面しているブロック塀については所有者に耐震診断が義務づけられており、この要綱の限度額の引き上げ、補助率の引き上げも含めて、再度改善を求めたいというふうに思っ

ていますが、その見解をお尋ねしておきたいと思います。

先ほども申しましたが、町の新規の補助事業は町民の方々が使って育てていくことが重要だと考えていますので、その点での見解を伺いたいと思います。

2点目は、児童・生徒の教育環境を整備していく上では優先順位があることは十分承知しています。これまでも、学校の耐震化、あるいはトイレの洋式化、エアコンの整備、パソコンやタブレット、電子黒板など、時代の要請に応える予算も緊急な課題に挙がっておりますが、今回質問した運動場にスプリンクラーの優先順位についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、再質問につきましてお答えを申し上げます。

まず、当町がメートル当たり2万2,500円としています根拠につきましてですが、標準的なブロック塀の解体ということで、メートル当たり7,000円程度というふうに見積もっております。それからフェンスの設置で1万3,000円、諸経費で2,500円と、いずれもメートル当たりでございます。それから参考までにでございますが、西濃管内の状況で申しますと、補助上限額だけで申しますと、2市6町につきまして10万円が補助限度、最高のところで20万円が1町、養老町につきましては、西濃管内で2位で15万円でございます。それから耐震診断の件でございますが、こちらにつきましては、また要綱等再確認いたしまして、また十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、自席にて答弁。

○教育長（並河清次君） スプリンクラーの設置の重要度ということをごどのように考えているかということですが、今教育現場でいいますと、やっぱり次にトイレの洋式化が来るのかなあと思っていることもありますし、それよりもまず改修がたくさんありまして、例えばプールの改修の要望があつて、防水がなくなっているとか、周りのフェンスが壊れかけているとか、そういったこともありますし、天井の雨漏りが継続してある学校もありますし、体育館の床が大分老朽化してきて危ないということもありますので、まずはその施設の改修が一番だと。その次にトイレの改修等についても、今トイレについては各階に洋式トイレは全部1個以上は設置できているんですけども、次の段階があるし、ICTもあるしという段階で、重要度としては低いのかなと思っております。以上です。

○13番（水谷久美子君） 以上、終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午後0時10分 休憩）

(午後 1 時10分 再開)

○議長(長澤龍夫君) 休憩を解き、再開いたします。

ここで、小寺光信君の一般質問の回答の発言について高橋建設課長から、水谷久美子君の一般質問の回答の発言について近藤子ども課長からそれぞれ訂正の発言の申し出がありましたので、ここで発言を許可いたします。

高橋建設課長。

○産業建設部建設課長(高橋正人君) 失礼します。

先ほど、小寺議員の一般質問、道路網についてでございますが、国道258号線につきまして、「養老町内を約4キロにわたって」と申し上げましたが、正しくは「6キロにわたって」ということでございますので、訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長(長澤龍夫君) 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長(近藤真由美君) 先ほどの水谷議員の答弁の中で「養北こども園北園舎」と申し上げましたが、正しくは「養北こども園東園舎」です。訂正させていただきます。どうも申しわけありませんでした。

○議長(長澤龍夫君) 次に、5番 岩永義仁君。

○5番(岩永義仁君) 議長より指名をいただきました。養老の未来をつくる岩永義人です。

今回は、3つの項目について質問を行います。

今回は選挙後最初の一般質問ということで、恒例ですが、町内で現在進行中の大型インフラ整備や大型施設建設事業の進捗状況についてお聞きしていきます。

まずは、新食肉基幹市場の進捗についてお聞きします。

過去にもたびたび一般質問で取り上げてきたこの新食肉基幹市場ですが、簡単におさらいをしておきます。

県が基幹市場を新設するというので、その候補地に既に処理場を持っていた岐阜市、関市、そして養老町の3市町が上がりました。その後、紆余曲折を経て平成26年に最終候補地がこの養老に決まりました。ここからが問題で、候補自治体決定から今日までの数年間、建設に向けてほとんど目に見えた進捗がありません。養老町が建設のための土地を用意するというのですが、その建設のための場所さえ決まっていないというのが現状です。というか、ここ数年はずうっとこの時点でとまったままです。

1年前に行った一般質問では、各自治体の負担割合の話し合い中で、候補地については絞り込み中との答弁でした。進捗状況と展望をお聞かせください。

次に、通称「ジャンプ台」とやゆされている県道で、源氏橋の北側で坂道をつくりかけたところで10年以上も工事がストップしてしまっている養老公園線の進捗についてお聞きいたします。

4年前に一般質問で取り上げた際には、県の調査が入るといような話を聞いたと記憶しています。県のほうでは、最近になってこの中断している道路建設に関する予算措置がなされたとの話も聞こえてきています。その後の進捗と今後の予定をお知らせください。

3つ目に、牧田川で建設中の象鼻山から桜井にかかる（仮称）橋爪大橋の進捗状況についてお聞きします。

現場を見ていると、橋脚が建ち始めており、工事は順調に進んでいるように見受けられます。こちらは、供用開始までの予定をお知らせください。

4つ目に、養老サービスエリアスマートインターチェンジ周辺のアクセス道路関連の進捗状況についてお聞きします。

昨年開通した待望の養老サービスエリアスマートインターチェンジですが、いまだにその周辺にはコーンが置いてあったりと、工事の様子が見受けられます。また、案内標識のわかりにくさや不案内さを指摘されることも多くなってきています。

さらに、さきの産業建設委員会でも審議されましたが、南北の通り抜けの改善も必要です。これらの問題の解決と周辺アクセス道路の工事完了はいつになるのかをお知らせください。

最後に、ファシリティーマネジメントについてお聞きします。

町の施設等の資産を一元管理することで、更新にかかる経費等の削減を図るというものです。私が平成25年9月定例会の一般質問で提案し、その後、町が養老町公共施設総合管理計画としてここ数年取り組んでいたものですが、一括で担当していた産業建設部課長が退職され、その後どうなったのか、最終報告を受けていないように思います。この件についてどうなったのかお知らせください。

以上の5点について回答を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの岩永議員の御質問の1点目、食肉基幹市場の建設の進捗状況について、事務的な内容でございますので、私のほうから御回答いたします。

新食肉基幹市場につきましては、昨年5月に株式会社岐阜県畜産公社が施設建設に係る事業主体となることが決定しました。

また、県内市町村の建設費負担割合については、現在も岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会において協議を行っておりますが、昨年9月に発生しました豚コレラがいまだ収束の気配も見えないことから、各自治体では防疫対策や農家支援のほうに注力が行っておりまして、協議が思うように進んでいない状況でございます。

なお、これらの協議と平行して候補地選定のための詳細調査を進めておりますが、いまだ最終的な候補地の選定には至っておりません。

新施設は、岐阜市、関市、本町の3つの施設を統合し、岐阜県全体の施設として整備する想定であることから、建設費なども相当大きくなると思われますので、財源の確保などに関し、県の主導的な関与を要望するとともに、建設事業費の負担割合が早急に決定されるよう、協議会に対し働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 岩永議員の2点目から5点目に関しまして、私のほうから御回答申し上げます。

まず2点目の大垣・養老公園線、通称ジャンプ台以南の進捗状況についてでございます。

主要地方道大垣・養老公園線バイパスの状況といたしましては、下高田地内から飯ノ木地内までの約1.3キロの区間、延長ベースの整備率としまして46%が整備され、平成13年度に供用開始されております。その後、東海環状自動車の養老インターチェンジ開通に向けて、そのアクセス道路となる一般県道養老・平田線の整備が優先的に進められておりましたが、おおむね完成しましたので、今後は大垣・養老公園線の整備が進捗する見通しであります。

現在の整備状況としましては、昨年度までに大垣土木事務所により設計の見直しと用地取得に向けた権利調査等が実施されております。今年度は工事実施に向け、用地交渉等を進めていくというふう聞いております。

続きまして、3点目の象鼻山・桜井間の架橋の進捗状況についてでございます。

（仮称）橋爪大橋につきましては、牧田川左岸側の橋台及び右岸側の橋脚3基が完成しております。今年度は、残り4基の橋脚工事が実施される予定と聞いております。

また、右岸側の橋台工事等を行うための用地取得業務が現在進められているところでございます。

開通目標は現在公表されておりませんが、早期完成に向け要望を行ってまいります。

続きまして、4点目の養老サービスエリアスマートインターチェンジ周辺のアクセスについてでございます。

養老サービスエリアスマートインターチェンジにつきましては、昨年6月24日に供用開始を行いましたが、アクセスするために必要な案内標識につきましては、平成27年3月2日に岐阜県国道事務所において、中部ブロック道路標識適正化委員会岐阜県部会において配置計画について意見聴取を行い、主要幹線道路からアクセスするために必要な標識設置を行いました。

スマートインターチェンジの供用開始後、約1年が経過いたしました。今後は、橋爪大橋が完成した際の交通量の変化も考慮し、地域、公安委員会、利用者などからの意見を参考にして、スマートインターチェンジの利便性の向上を随時図ってまいりたいとい

うふうに考えております。

続きまして、5点目のファシリティーマネジメントでございます。

総務省からは、令和2年度までにインフラ長寿命化計画及び公共施設等総合管理計画を踏まえて、個別施設計画を策定するよう指導がございます。

現在までの進捗としましては、各公共施設を管理する主管課へ個別施設の統廃合や、適正管理、維持管理に係る優先順位等の計画策定に向けた指針を伝え、取りまとめを行う予定でございます。

道路などの社会基盤につきましては、事後対策的な改修工事から予防対策的に維持管理を行い、将来的なコストカットを図るための個別施設計画策定を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 再質問を行います。

新食肉基幹市場についてはいろいろ答弁がありました。つまり建設に向けてはまだまだ何も見通しが立たないということのようです。

食品の安全を確保するためのルールであるHACCPの義務化は目前に迫っています。以前、一般質問でお聞きしたところ、新施設ではこの食の製造過程での安全を守るHACCPに対応するよう建設されるとのことでした。

一方、現在の食肉処理場ではいまだ収束を見ない豚コレラへの対策を行ったとの報告を受けています。5月には、養老町内で見つかった野生のイノシシから豚コレラが検出されたとの報道がありました。肉の町養老としては、何としてもここで食いとめる必要があります。現在の施設は老朽化が激しく、さまざまな心配もありますが、豚コレラに対してはこれまでの町の対応と現施設での防疫体制についてお知らせください。

次に、ジャンプ台関連ですけれども、状況が進んでいるというとのことで、ここで聞いている話ですと、当該地域の住民に対して県の職員が来て説明会のようなものを行ったというふう聞いております。当然、町の職員も同行して話を聞いたんじゃないかというふうに推察しますが、今の説明の中にはなかったもので、これは行かれているようであれば、このときどのようなものであったのか、詳細を教えてくださいと思います。

次に、牧田川にかかる橋については順調に工事が進んでいるということですので、大いに期待いたします。

スマートインターからのアクセス道路としてとても有効な橋となることは、立地を見れば明らかです。建設に向けて町として県に協力できることは積極的にやっていただき、一日も早い供用を目指すよう指摘をしておきます。

次に、スマートインターの案内並びにアクセス道路関連ですが、これについてはより

改善をしていただけるということ、また工事についても年度内には終了するめどであるというふうにお聞きしておりますので、今後の推移を見守ることといたします。案内については、特に南側の堤防からの出入りの両方が非常にわかりにくいという状況になっておりますので、素早い対応をしてください。

ファシリティーマネジメントについては、町の資産の一元管理のリストアップが完了し、今後は施設の更新時等に活用されていくようなふうに感じます。以前、学校の統廃合を提案したのもそうですが、急激な町の人口減少の中で、これまで同様に施設の更新を行っていくことは不可能です。その中であってようやく一つ前進した様子が見られて、ほんの少しですが、ほっとしています。しかし、逆に言えばこれまではずさんな管理であったともいえます。この点はしっかりと反省し、今後の運用に活かしていただきたいと思います。

それでは、食肉処理場と養老公園線の2つの再質問についてお答えください。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、自席にて答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

昨年9月の豚コレラの発生を受け、本町の食肉事業センターにも豚コレラに感染した豚が搬入される可能性が出てきたため、県の指導により昨年12月に養老町立食肉事業センターバイオセキュリティ要件を策定いたしました。

この要件の策定により、仮に豚コレラ陽性の判定が出た豚が場内に持ち込まれたとしても、要件の遵守状況、運搬用の全てのトラックの洗浄・消毒ですとか、運搬車両の消毒ポイントの通過記録をとることなどがございしますが、それを満たすことで食肉事業センターの事業再開が認められることとなっております。

また、本要件では運搬車両関連、運転手関連、施設関連、搬入個体関連ごとに遵守する事項が定められ、平常時にも運搬車両は場内に入るとき、出るときに洗浄・消毒を行うなど、交差感染が起きないように万全の注意を払っておるところでございます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 失礼いたします。

先ほどの大垣・養老公園線の大垣土木の説明会ということでございますが、大垣土木事務所からは個別折衝に行く旨の連絡はございましたが、町職員は同行しておらず、詳細はわかりかねる次第でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 食肉処理場は、現在、しっかりと防疫体制ができていて安全が確保できている。ひとまず当面は問題がないということがわかりました。

現施設の老朽化は誰の目にも明らかです。食べ物はイメージがとても重要です。養老

の肉はおいしいのはもちろん、安全なんだと声高らかに自慢するためにも、肉の町養老にふさわしい新施設の建設を一日も早く実現していただくこと、そのためには何年も先延ばしになっている候補地決定を早急に行うことが必要です。これを言うのは何回目になるかわかりませんが、場所が決まらないのに大型施設建設の詳細が決まるはずがありません。目前に迫る豚コレラの被害を町内で起こさないためにも、そして安心・安全な食肉の処理施設を確保するために、最新の設備を備えた新食肉基幹市場の早期建設は必須事項となっています。

次に、ジャンプ台ですが、2020年養老公園の開園140周年ということで、現在、県ではさまざまなプロジェクトが動き始めています。

これまで町民からジャンプ台とやゆされてきた道路も、道路名からもわかるように養老公園へのアクセス道路として位置づけられ、整備予定となっていたものです。町がこのタイミングでしっかり要望、誘致を行えば、放置されてきた養老公園線整備の早期実現も可能なはずですが、養老公園線が開通すれば、町内の動線が大きく変わります。口だけでまちの活性化を言っても実現はしません。道路や施設に限った話ではありませんが、養老の未来のために、養老の住民の利便性向上のために本当に必要な施設を設置していく、これが本来の行政の仕事です。県の事業であれ、国の事業であれ同じことで、町として言うべきことは遠慮せずしっかり主張をしていくことが重要です。このことを指摘し、次の質問に移ります。

昨年の12月議会で、活動実態のない三セク会社からの撤退を提案いたしました。答弁では、撤退の意思がないこと、またこの活動のない三セク会社が将来町にとって大きな意味を持つ会社となる旨を町長が答えています。その後も調査を進めていきましたが、いかんせん、一般の民間企業の中に町が出資している三セク会社養老の郷づくり株式会社があるため、現地の視察等が困難であり、なかなか調査が進みませんでした。しかし、これまでわかったことだけでも相当問題があるので、昨年引き続き質問を行います。

会社設立から何度も何度も視察を申し入れ、ようやくこの第三セクターである会社の視察が実現したのが、設立から約1年後の平成28年11月です。この視察では、飯ノ木に建設中のジョウザンという施設内に置かれたプレハブの、さらに中に電話が置かれたデスクがあり、これが三セク会社の兼用事務所だと紹介されました。これがそのときのプレハブの写真です。

しかし、4月1日時点の調査では、この三セク事務所のあったプレハブは外から見る限りでは確認できない状態となっています。また、以前デスクに電話があったと記憶しているので直接電話しての連絡を試みましたが、既に当該の電話は存在していないようで、調べても電話番号は見つかりませんでした。

さらに、この三セク会社の決算の締めは3月末のはずですが、現在まで決算書の提出がありませんでした。しかし、決算書については、なぜかきょう、このタイミングで提

出がなされました。不思議ですね。

お聞きします。昨年の議会では三セク会社に活動実態がないことを指摘しましたが、現在この三セク会社は書類上だけ存在していて、実際はどこにも存在がないペーパー会社なのではないですか。そうでないというのなら、もう既に新年度が始まっています。新年度の事業計画はどのようになっているのかお知らせください。行政がかかわる三セク会社という性質上、年間の事業計画がないということはありませんと認識しています。以上、お答えください。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 実態と事業ということで、まとめてお答えをさせていただきたいと思います。

養老の郷づくり会社の事務所所在は、養老郡養老町飯ノ木1010番地1でございます。事務所につきましては、周辺事業の進捗状況に伴い、事業敷地内で場所を変えており、建物・電話ともに周辺事業主体と同一のものを使用しているということでございます。新生養老まちづくり構想田園エリア、飯ノ木周辺の開発を優先させ、その後の営業と平行して郷づくり会社も本格営業をするというふうに説明を受けております。それまでは、郷づくり会社の金額には、いわゆるまちづくり貢献の会社でございますので、最低限の支出にとどめるというふうに説明を受けているところでございます。

事業計画そのものがジョウザンと平行してやっておりますので、その事業内容については近い将来にその全貌をまとめて報告するというふうに説明を受けております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 三セク会社の事務所が入っていたプレハブはなくなり、事務所は企業の敷地内の別の場所に移動していたと。そんな大切なことの報告が今までなかったというのはなぜですかね。これまでに三セク会社に関しては何度も一般質問をしていたので、幾らでもその機会はあったはずですが、まず、事務所が移転されたのはいつなのか、そしてそれを行政が把握したのはいつの時点なのかお答えください。

次に、事業計画の提出がないということですが、なぜこんなさまざまな状態の三セク会社に町は出資をしているのですか。行政がかかわる会社なので、こういった点は一番慎重に取り扱われるものではないでしょうか。設立時からの懸念が徐々に顕在化してきていることに不安と強い不快感を覚えます。見解を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 事務所の変更ということでございますけれども、郷づくり会社の事務所が移転したということではございません。当該会社は同一敷地内においてそれを移動させたということでございますので、所在地が変わったということではございませ

ん。

それから、事業内容についてでございますけれども、これは定款に明記をされておりますので、何ら変更がないところでございます。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） この三セク会社に関しては、毎度毎度一般質問をするたびに疑問と懸念が増すばかりです。町が町民のお金を出資している会社です。こうして議会からではなく、ちゃんと行政としての監督責任を果たしていただきたいと思っております。設立時に町が我々に自信満々に説明し、三セク会社に期待した1300年祭に向けたまちづくりへの関与やその後の展開、これらの期待された機能は何一つ果たされていません。

次の質問に入ります。

先日来報道されている、庁舎内で起きたとされるいわゆるパワハラに関する訴訟問題についてお聞きします。

本件は、ことし4月の議会全員協議会と5月の同協議会において、執行より訴訟の対象である報告を受けています。現在係争中ですので、限定的に質問をさせていただきます。

マスコミの報道では、議会が受けた報告よりも詳細な内容が記載されていました。報道された内容は事実であるのかお聞きします。具体的には、パワハラは実際にあったのかと、パワハラを行ったとされる上司に対しての処分についてです。

以上の2点についてお聞きします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 岩永議員の御質問に対しまして、私のほうから回答申し上げます。

本件に関するパワハラの実態についてということで、実際パワハラの実態があったのか、また当時の該当職員に対する処分内容についてということでございますが、議員御指摘のとおり、先日、新聞にて元職員が上司からパワーハラスメントを受けて被害を申し出たにもかかわらず対処しなかったとして、町に対して慰謝料などの損害賠償を求めて提訴していたことが報道されたわけでございます。

議員からの御質問は、新聞報道されましたパワハラの実態があったのかということでございますが、平成27年3月31日に報道発表させていただきましたとおり、部下へのパワーハラスメントを理由に当該職員を平成27年3月30日付で戒告処分としたものでございます。

なお、訴訟継続中でございますので、具体的な内容や訴状に対する町としての主張などの答弁は控えさせていただきますと存じます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 平成26年9月定例会の一般質問での町職員の労務管理の中で、ハラスメントの事例について問うたときに、2件調査中という答弁がありました。今思い返すと、このうちの1件が当該案件なのかなというふうに思っております。

町は、パワハラを行った元職員の上司を処分したとのことですが、この処分内容は戒告処分とのことですが、町職員の処罰規定を調べたところ、養老町職員の処罰に関するでしたっけ、基準等に関する規定というものがありません。その中にパワハラ項目があったので読み上げます。「職権、情報、技術等を背景として特定の職員等に対して人格と尊厳を侵害する言動を繰り返し、相手が強度のストレスを重積させたことによって心身に故障を生じ、職務に就けない状態を招いた場合」とあります。なるほど、パワハラですね。ちなみに、この場合の処分は免職または停職と規定されています。しかし、実際の処分は規定とは違う戒告でした。これは、順序でいうと免職、停職、減給と来て、最後が戒告となっており、規定の中では一番軽い処分となっています。

規定よりも軽い処分となっていたわけですが、パワハラでの処分ということであれば規定どおりの処分でないとおかしい矛盾が生じます。当時、庁舎内でどんな判断がなされたのか御説明ください。

もう一点お聞きします。

これ以外に、ほかにも役場内でハラスメント案件はありませんか。

以上、2点についてお答えください。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの御質問に関しまして回答をさせていただきます。

この件に関しましても、訴訟継続中でございますので具体的な答弁は控えさせていただきますが、養老町職員の懲戒処分の基準等に関する規定に基づき処分を決定したものでございます。

なお、現在パワハラに関して苦情を受け付けている案件はございません。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） パワハラに限らず、ハラスメントです。

○総務部総務課長（中島恵美君） 済みません。

パワハラ以外のハラスメントについての苦情を受け付けている案件については、今現在のところはございません。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 何も御答弁いただけないということですので、ひとまずは仕方がないのかな。もう少し何かお話しただけかなと思ったんですけども。

快適な職場環境づくりは働く意欲に直結します。町職員のモチベーションはそのまま住民サービスの質に比例します。サービス残業の問題のときにも申し述べたと思いますが、町職員が安心して働ける環境づくりを行うことは上司の責務です。責任の最終的な帰属者は町長です。パワハラだけでなく、あらゆるハラスメント問題が起きることがないように、町長が責任を持って快適な職場づくりを行ってください。町が対象になっての係争案件ですので、今はこのことを申し述べるにとどめ、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従いまして2項目について一般質問させていただきます。

最初に、高校生世代までの医療費無料化についてお伺いします。

全国的に人口減少の傾向が顕著になっていることは皆さん御承知のとおりです。我が養老町でも、2010年から5年の間に約7.4%の減少となっております。

出生の推移を見てみますと、直近の2016年の合計特殊出生率は養老町は1.1であり、全国では1.44であります。近年、全国的には上昇傾向に転換していますが、養老町は依然として減少傾向が続いています。また、出生数も急激に減少しています。長期のトレンドとして、減少傾向であることは紛れもない事実であります。人口減少は全国的な流れだからやむを得ないなど、悠長なことは言っておれません。それぞれの地方自治体が人口減少に歯どめをかけるよう、いろいろな施策が必要とされています。

昨今の日本を取り巻く経済の状況は、将来の見通しを非常に立てにくく、若い世代が希望を持って子育てをしづらい現実があります。そのような世代の子育てを支援して出生率を上げ、将来の日本、将来の養老町を担うべき人材を育てていくのは私たちの世代の責任ではないでしょうか。国・県・市町村の公的負債の増加、今年度中に実行されるであろう消費税の増税などなど、将来世代が担うであろう先食いの施策のツケは、世代間の不公平感をなくすため、課税の平準化を進めるのが急務であります。

子育て世代の心配の一つは、子供が病気になったときの医療費の負担です。いろいろと懸案を抱える子育てのうち、せめて医療費だけでもその負担に対する不安をなくしてあげることが重要ではないかと考えております。

現在、岐阜県では未就学児に対する子供医療費助成を実施していると承知しております。県下42市町村では県費助成の対象を大きく上回り、義務教育終了までの入院・通院の医療費を無料化しています。さらに、先進自治体では高校生18歳の年度末まで医療費無料化を実施しています。養老町でもこの件に関し、何らかの対応が必要だと思えます。

そこで、次の事項について町長及び担当課の見解をお伺いします。

1点目、県下42市町村の子供医療費無料化の状況をお示してください。

2点目、18歳（高校生世代）までの医療費無料化を実施している市町村を個別に明示してください。

3点目、当町での子供医療費無料化の現状と今後の方向性を示してください。

4点目、当町が子供医療費無料化をする場合、検討すべき課題があればお示してください。

以上4点について明確な御答弁をお願いします。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの早崎議員から4点について御質問がありましたが、1点目と2点目につきまして私のほうから回答させていただきます。

まず1点目の、県下42市町村の子供医療費無料化の現状でございますが、子供医療費助成事業の県下42市町村の実施状況につきましては、公表されております県の調査資料、ことし平成31年4月1日現在のものですが、義務教育終了の15歳年度末までが先ほど議員が述べられたとおり全ての市町村で実施されており、また高校生世代までの18歳年度末までを対象とする市町村は6市9町村、合計15市町村ですが、そのうち外来・入院とも対象とするのは4つの市と9つの町村、入院のみを対象としているのは2つの市となっております。

また、2点目の18歳（高校世代）までの医療費無料化を実施している市町村でございますが、こちらにつきましては県下で18歳年度末までの子供医療費無料化を実施しているのは、市におきましては大垣市、美濃市、山形市、瑞穂市、本巣市、郡上市の6市であります。また、町村におきましては関ヶ原町、神戸町、輪之内町、揖斐川町、池田町、川辺町、七宗町、白川町、東白川村の9町村であります。

なお、助成方法につきましては、一定の自己負担額の設定や償還払いでの助成、あるいは入院のみを対象とするなど、独自助成を行うところがございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私のほうから3点目、4点目についてお答えを申し上げたいと思います。

当町における乳幼児等医療費助成事業は、平成23年1月に中学生の通院を含め、義務教育終了の15歳年度末まで拡大し、以降、現行の入院・通院を含め、県内の病院等で被保険者証と福祉医療費受給者証を提示し、受診した場合に、保険適用の範囲で医療費の無料化を実施いたしております。

また、県外での受診の場合は、保険の自己負担分を一旦支払い、後に証明書等により町の担当窓口で償還の手続を行うこととなります。

ここ数年の助成状況を考察しますと、流行性疾病などの発生年度においては一時的に

助成額が増加する傾向もございますが、少子化の影響もあり、全体としては減少傾向にあります。しかしながら、本町の現状から、今後の方向性については、昨年度、人口減少対策の職員提案事業選定においても高校生世代の医療費助成拡充が提案をされましたけれども、恒常的な財政負担を増加させることや県内他市町の助成実施状況を勘案し、制度の現状維持を考えております。

4点目についてですが、検討と課題でございますけれども、乳幼児等医療費助成事業を拡大することを考えた場合、子育て世帯の経済的負担が軽減され、子供の健康保持に相当な役割があると考えられます。また、無料化による安易な受診や、病気の予防への努力が減少することも考えられますが、少子化が進む中では将来の子育てを重視していく観点は持ち続けていくことは必然でございます。

また、医療費助成に関する自治体間の格差について、近隣市町において医療サービスの自己負担にばらつきがあることで、助成制度のない自治体との不公平感を解消していくことも考えていかなければなりません。

しかしながら、本事業は地方単独事業であり、1事業の予算規模は相当大きいものがあり、当該予算は普通交付税の基準財政需要額には参入されておらず、医療費の増大による自治体財政の硬直化への影響は小さくありません。

本町といたしましても、一層の行財政の効率化を図りつつ、町民が安心して生活できる制度づくりを引き続き検討していかねばならないと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） ただいま、町長、健康福祉課長より詳細かつ明確に御答弁をいただきました。

3点目の質問の中で、本町の現状から今後の方向性について、昨年度、人口減少対策の職員提案事業選定において高校生世代医療費助成拡大が提案されたとの御回答がございました。

再質問させていただきます。

職員提案事業の目的、内容、詳細の説明をお伺いします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの職員提案事業というものでございますけれども、職員からの人口減少対策に伴う施策提案につきましては、合計特殊出生率の低下、未婚率の上昇、晩婚化の進行や若い世代の町外流出は喫緊課題であり、全職員が危機意識をもって全庁的に対応し、本町を将来にわたって住み続けられる町にしていくため、平成30年8月に人口減少対策につながる事業や取り組みの提案を全職員から募りました。

提案のあった事業や取り組みは272件ありました。このうち、人口減少対策に効果が

期待できるコンセプトであり、実施内容に具体性がある提案を選出した後、プロジェクトチーム会議での検討を経て、今年度の事業として若者定住マイホーム取得支援事業及び三世代ハッピースマイル事業、空き家利活用促進事業の2件の提案を予算化したところでございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 職員提案事項の目的といいますか、詳細の説明を今いただいたわけでございますが、要望でございますが、町の厳しい財政状況の中、医療費無料化を高校世代まで拡充することは困難であるとのことでしたが、しかしながら、施策遂行には財源の確保が肝要であることは十分理解しております。

答弁にありましたように、西濃地域で高校世代まで医療費無料化を実施している自治体が11市町のうち6市町あります。近隣の大野町では6月議会に同様の一般質問があり、令和元年6月14日の岐阜新聞の記載によりますと、町長は近隣市町の実施状況、財政、医療費、住民サービスのバランスを総合的に判断して、何よりも将来を担う子供たちの支援策として前向きに検討していくと述べられ、現在の想定対象数は812人であり、来年4月から入院費の無料化が行われるようです。子育て世代の転出を防ぐにも、近隣市町同様の制度を充実させる必要があると考えます。

養老町は、名のとおり老いを養う町、町民憲章に掲げてあるようにお年寄りを大切にする町ですが、老人を支えていくのは当然のことではありますが、今後支えていくのは子育て世代や子供たちです。予算配分も、老人から子ども・子育て世代へ重点化すべきではないでしょうか。

職員提案事項にも選定されており、若者が夢と希望を持ち、養老町に住み続ける施策、いわゆる定住施策の一つとして高校生世代の医療費無料化を改めて早急に検討していただくよう要望し、1項目めの質問を終わります。

続きまして、養老町における人口減少の対応策を明確にお伺いします。

先ほどの医療費無料化の質問の中でも触れましたが、当町においても人口減少に歯どめがかからず、その対応が喫緊の課題となっているのは誰にも否定できない現実であります。

国においても、国力維持の観点からも人口減少対策の必要性は認識され、無為無策であれば遠からず日本の人口は1億人を割り込むであろうとの危機感が持たれております。地方の自立を促し、それぞれの特徴を生かして地域振興を図っていく地方創生の諸施策の中でも、人口減少に積極的に取り組む必要が指摘されております。

しかしながら、社会保障を含む福祉施策に多額の国費を投入し、財政危機に瀕している実態があり、およそ1,100兆円になろうとする公的債務の重荷は政策選択の幅を極端に狭めております。

そんな危機的状況を打破し、社会保障財源を確保するための消費税増税がことし後半に実施される予定であり、子育て支援策として子育て世代の負担を軽減すべく教育の無料化施策が先行導入されています。借金財政のツケを払わざるを得ない若年層が将来に悲観し、子育てに消極的になるのは当然のことであり、私たちの責任においてその状況からの脱却を図るのは至極当たり前との認識を持つべきであります。国・地方を通じてこの課題を解決しないことには、人口減少を防げるはずはありません。長い取り組みが必要と考えております。

そこで、次の事項について町長及び担当課に現状の認識と今後の方向性についてお示しください。

1点目、養老町における過去から現在までの人口推移と将来人口の見通しについて伺います。

2点目、現在実行している施策の概要をお示しください。令和元年度の施策である移住定住補助制度は、成果としてどのようなことを狙っておられるのでしょうか。

3点目、人口減少の対応は単発の施策のみで対応できるものではないと思われまます。経済・教育・生活環境等の複合的な施策展開が養老町の独自性のもとで実施されるものと期待しております。今後の政策として何を重点に進めようとされているのでしょうか、町長が思い描かれている養老町の輝かしい未来像をお示しください。

以上3点について明確な御答弁をお願いします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの早崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、本町の人口でございますけれども、国勢調査の結果によりますと、増加を続けておりました本町の人口は1995年の3万3,694人をピークに減少に転じ、2010年には3万1,332人、2015年には2万9,029人と3万人を割り込んでおります。

また、国立社会保障・人口減少問題研究所の将来推計人口によりますと、2030年には2万2,188人、2040年には1万7,572人、2045年には1万5,445人と推計をされております。

国勢調査は5年に1度実施されますので、来年行われる調査の結果につきましても注視してまいりたいと存じます。

次に、2点目の人口減少対策についてでございます。

議員御発言のとおり、何か1つの施策で対応できるものではなく、複合的な施策が必要となります。特に、子育て支援、雇用対策、移住・定住支援が重要な施策であると考えております。

子育て支援では、これまでの地域子育て支援センターを拡充し、「出張ひろば」として4月から実施しております。さらに、子育て支援アプリ「ようろうっこ」を6月から導入いたしました。予防接種や成長記録、育児情報を手軽に入手、共有できる、これま

で以上に楽しく子育てをしつつも地域とつながるアプリとして御活用いただいております。

また、養北こども園新園舎の建設も順調に進捗するなど、子育て支援の充実に努めております。

雇用対策といたしましては、相次いで開通した2つのインターチェンジを最大限活用することが求められております。地域未来投資促進法による支援や地方創生推進交付金を利用し、新たに町内へ進出する企業や町内企業の事業拡充をサポートし、雇用・就労機会の創出をあわせて図っているところでございます。

議員の御質問にもございました移住・定住補助事業についてでございますが、今年度から若者定住マイホーム取得支援事業補助金と三世代ハッピースマイル事業補助金を創設いたしました。

若者定住マイホーム取得支援事業補助金は、I・J・Uターン世帯の住宅取得を支援するものであり、町外からの移住促進を目的といたしております。また、三世代ハッピースマイル事業補助金は、三世代同居・近居のための、近居というのは近くに住むということでございますけれども、住宅取得及び孫育てをする祖父母をサポートするものでございます。

国勢調査の結果によりますと、本町は県内でも3番目に三世代同居の割合が高いまちでございます。このような特徴を踏まえ、養老の名にふさわしい多世代が心豊かに暮らせる次世代を担う子を家族全員で大切に育てる、そのような狙いがございます。

その他にも、地方創生推進交付金を活用し、県と連携して実施しております「東京圏からの移住支援事業」も実施しており、人口減少を抑制すべく各種事業を展開しております。

最後に、3点目でございます。

人口減少は、喫緊の課題であると認識をいたしております。充実したインフラ環境を活用した企業誘致による雇用の創出を移住・定住促進の起爆剤とするため、補助制度を整備いたしました。また、豊かな自然を生かした若年層の興味を引く魅力ある観光施設も必要であり、本町の基幹産業である食肉産業との組み合わせも注目度を増すことにもつながります。

教育の面では、ICT教育や外国語教育の充実を図る必要がございます。健康な体が日々の幸福感・満足感には欠かせません。子供から大人、高齢者までともに楽しめるスポーツの推進・普及が地域の活力にもつながると考えます。

一方で、人口が減少する中、地域活動のあり方も見直す必要がございます。コミュニティー組織のスリム化や相互補完を図り、魅力あふれる地域づくりの基盤となるため、地域自治町民会議の設立も推進してまいります。

人口減少に対応するという事は、まちづくりの充実を図ることでもあると言えます。

厳しい社会情勢に置かれている今だからこそ、再度その基本に立ち返り、町民の皆さんが心豊かに幸福度の高い生活を安心して送ることができるよう、住民目線で各種施策を進めてまいります。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 人口減少対策、3点について詳細に御答弁をいただきました。

町長は、平成31年度施政方針の始めに、人口減少、少子・高齢化が進行する中、町民の生命、財産、さらには生活を守るため、これまでの既成概念にとらわれることなく変化への挑戦を続けていき、それが好機になると考えていると述べられておりました。私も、人口減少対策には即効性はなく、新たな観点から議論をしても成果を実感できるには長時間かかるものだと思っております。

人口減少の対応はまちづくりの充実を図ること、そのような趣旨の御回答だったと受けとめました。子育て支援、雇用対策、移住・定住支援などいろいろな施策を組み合わせ、着実に対応していくとの方向性に期待をしております。

そこで、再質問させていただきます。

人口減少に対するいろいろな施策を町内外にPRし、養老町に住みたいと思う人たちをふやすため、行政のみならず、地域社会全体で人口減少対策を推し進めていく意識を確立するためにも、今後、行政としてどのようなPR、いわゆる啓発活動を進められるのかお伺いします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

町民の皆さんが活用できるように、どのようにPRをしていくかということでございます。

各種施策のPRは、町政を推進する上で非常に重要であると認識をいたしております。先ほど御説明いたしました施策につきましても、広報「よろう」や町ホームページに掲載するとともに、チラシ等も活用して広く周知してまいります。

また、関係団体への説明や対象となる可能性があるグループや個人への通知・案内なども庁舎内での連携を図り、実施しているところでございます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） いろいろ御説明をいただきまして、ありがとうございました。

今後の施策を通じて、未来の養老町が独自性を保ちつつ輝くまちとなることを確信して質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に、12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、2点質問をいたします。

1点目、五三川の対策についてを質問いたします。

五三川というのは、五三土地改良区の落ち江としてできた川でございます。昭和20年代の後半に一級河川に格上げをされました。

五三川の釣り人口は、ここ20年ほど前と比較しますと10倍ほどに増加をしております。ネットで検索すると100件以上投稿がされております。また、スポーツ紙や専門誌、東海地区では最大のブラックバスの釣り場となっております。特に、土曜日、日曜日に関しましては細池の上から小坪まで、これは五三川でございますが、500人を超える釣り客が来ております。

その釣り客の方々は、正式な駐車場がほとんどございません。堤防に沿った空き地、道路に悪質な駐車をしております。本当に地元の方々には迷惑をしております。私は地元大場地区でございますが、大場の本殿のお宮の西から平東の東まで、道路という道路、ひどいときには両側駐車、希望の道はゼブラゾーンがありますが、あのゼブラゾーンにまで車がとめてあり、また農道へ入る道路にまで駐車がされておまして、農作業の車が大変迷惑をしております。

ぜひ一度、担当課で土曜日、日曜日にここを回っていただいて、現状を把握していただきたい。

そして、この釣り客等が捨てていく空き缶、ペットボトル、それに弁当のパックの殻、これらも目を見張るものがございます。私の地元で年2回から3回町内清掃をいたしますが、本当にごみ袋に10袋以上こういうごみが集積されます。そして、何よりも困るのは釣り糸の放置であります。

釣り糸は、このごみのように目に見えません。草刈りを町内清掃のときにやりますと、草刈り機に巻きついて草刈り機が途中でストップするのがほとんどで、ぜひこれらの釣り客のマナー、しっかりと御指導いただきたい。特に、漁業組合、警察、行政、地元関係者との連携をとっていただいて、環境の整備、駐車場対策をしっかりとしていただきたい。町として、この問題に対してどのように対応されているかを質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの松永議員の御質問に関しましてお答え申し上げます。

まず、五三川の釣り客の現状についてでございますが、五山川周辺におきましては、バス釣りで休日に多くの釣り客が訪れているということでございまして、その周辺道路は地域住民の生活道路や農業用道路でありまして、地域住民の生活の妨げになっている事案があり、時折、通行人や警察からも連絡を受けているということでございます。

続きまして、2点目の悪質な駐車が行っていることについての対策でございますが、

こちらの悪質な駐車に対する対策でございますが、警察からはこれまで釣り客による迷惑駐車の通報があった場合はパトカーで巡回して随時指導してきたとの報告を受けております。しかしながら、パトカー巡回時は退散し、巡回後はまたもとに戻るといふことの繰り返しとこのことでございます。

これらの現状を受けまして、去る5月17日に養老警察署主導によりまして地元区、大垣土木事務所、東部中学校、養老郡漁業協同組合、町建設課職員が出席いたしまして五三川周辺釣り客駐車苦情等対策会議が開かれました。主な意見といたしましては、地域で駐車場を確保できるか、ゼブラゾーンや農業用道路、生活道路で迷惑駐車への対応について、釣り客のマナーが悪いということについて、あと釣り客と不審者との区別ができないということについてなどがございました。当町といたしましては、対策の一環として交差点等に何らかの注意を喚起する看板の設置を検討しております。

この対策会議は継続して実施されるとのことでございますので、地域、漁業協同組合、警察、行政が一体となって問題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目ですが、釣り客のごみが目に余るということでございますが、こちらのごみ対策につきましては、町職員ボランティア活動によります河川清掃とともに、郡漁業協同組合、各種団体、利用者であります釣り人などによりまして、年5回の環境美化活動を実施しております。うち、釣り人などが主体となった清掃活動も年2回実施されておまして、参加人員は100人程度でございました。

また、不法投棄などのごみ対策につきましても、町環境保全パトロール事業による月2回の巡回監視などとあわせて環境対策看板を設置し、ごみを捨てさせない啓発を図っているところではございますが、五三川を利用される方へのモラルやマナー啓発も含め、河川管理者である県や関係各課と連携しながら五三川周辺の環境美化に努めてまいり所存でございます。

4点目の漁業協同組合との連携ということでございますが、先ほど述べました対策会議のほうには養老郡漁協のほうも参加しておまして、連携を図っております。

また、漁業協同組合へは釣り客の迷惑行為を見かけた場合は注意喚起していただくようお願いするなど、引き続き連携強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再質問をいたします。

先ほど答弁の中で、年5回、それから釣り客で年2回の清掃を行っておるといふような回答がございました。

私、地元におりますが、なかなか目につきません。どの地域をどのようにやっている

のかわからない状態でございますが、しっかりと対応していただきたい。それに、特に漁業組合、毎日漁業組合の方が入漁料を午前も午後も回って取っておられます。ぜひその方をお願いをして、ごみがあったら入漁料を取るのと同時にごみも一緒に取っていただくような対策を漁業組合としていただきたいと、そのように思います。

漁業組合の30年度の決算を私取り寄せましたら、収入合計519万ほどございます。その中で、入漁料が417万円ほどございます。差し引き収益で30年度につきましては213万ほどの利益が上がっております。ぜひこの漁業組合と連携をしっかりとっていただいて、周辺地域に駐車場として借りるような土地があったらぜひそれを駐車場として対応していただくような、そういう対策を、この対策会議があったということでございますので、また話に聞いておりますと7月に対策協議会がやられるというようなことも聞いておりますので、ぜひ地元の代表者も入れていただいて、上のトップの方々の会議ではなく、地元の意見も集約するような形でこの対策会議をとっていただくように考えていっていただきたいと思いますが、それに対しての考え方をお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、再質問につきましてお答え申し上げます。

7月12日に第2回の対策会議が開かれるというふうで案内が来ております。この会議には地元の池辺地区の区長会長、それから平東の区長、大場区長、釜段区、小坪、下笠の区長さんということで地元の代表者の方も来ていただいております。それから、大垣土木は河川砂防係の職員が来ておまして、東部中学校は生徒指導の先生が来ておみえになります。郡の漁協からも2名来ておまして、あと警察からも4名、役場のほうからも3名ということで伺っております。こういった体制で対策会議の中で漁協さんの話も出ておると思いますので、しっかりお伝えしてまいりたいと思います。

また、先ほどの釣り客の清掃のところでございますが、中にはこういった善意のある方もお見えになりますので、ぜひそういったところを広く広めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 五三川のバス釣りにつきましては、私は今後ますますふえていくと、そのように推測をしております。

その中で、先ほど対策会議をしっかりとやっていくということでございますので、地元の意見等をしっかり取り入れていただいて、適宜に対策会議をやっていただいて地元の要望を取り入れていただくことを要望し、この質問を終わります。

2点目の質問に入ります。

池辺町民体育館の今後の対応についてを質問いたします。

池辺町民体育館は、旧池辺小学校の体育館として使用されてきました。そして、池辺小学校移転後は池辺町民体育館として、地域の体育館として地域の方々にスポーツの場として活用をされてきました。しかし、老朽化に伴い、また耐震基準にも不足しているということで、平成27年4月に閉鎖をされております。平成28年度の予算で解体の設計委託の予算が計上され、4社の指名競争入札で海津市平田町の有限会社西設計が115万5,600円で落札をし、29年1月に支払いが完了しております。

昨年の台風においては、窓ガラスが割れたり、周りの樹木が折れたり、そのような危険な状態でごございました。窓ガラスの割れたところは、今ベニヤ板が張っております。

この中で、現在、トイレは使用できる状態にごございます。体育館は完全閉鎖、トイレは使用できる、水道も来ておりますし、電気も来ております。この体育館の管理、またトイレの管理はどのような体制でやっておられるのか。この施設は、状況から見て大変危険な施設でごございます。いつこれを解体するのか質問をいたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの松永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の管理の状況及び責任体制についてでございますが、現在、施設の管理につきましては養老町スポーツ連盟へ年間業務の委託という形でさせていただいております。この主な業務内容といたしましては、施設の点検・清掃・修繕等で、月2回の定期点検、巡回等をとということでございますが、を実施し、月ごとの業務結果を町の教育委員会のほうへ報告していただいております。

なお、附属施設のトイレにつきましては継続して現在も使用できる状態になっておりますので、法定点検が義務づけされており、浄化槽の保守点検は町のほうで実施をさせていただいております。

また、2点目のいつ解体するのかという御質問でございますけれども、風水害による二次災害も懸念されておりますので、早急に解体できるよう庁舎内のほうで検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 早急に解体をするという答弁でございましたが、設計の中で解体費用は幾ら見積もっておられるのか、それからこの解体の設計からもう3年、来年度では4年たつわけですが、この設計を再設計しなければならないのか、当時のままの設計委託料金でできるのか、その点をお尋ねいたします。

そして、2点目でございますが、スポーツ連盟へ管理委託をしておるとことでございますが、現在使われない施設、体育館としては閉鎖されておる施設ですが、委託契約の中で体育連盟が使えないような施設を受け入れるというのはどのような意味がある

のか、その点、1点お尋ねをいたしたい。

それから、トイレの関係ですが、トイレは使用できる体制になっておりますが、何のためにあのトイレは使用するようにしてあるのか。体育館として使えないような状況の中で、その周辺のトイレになります。地域の方々からの要望があってあのトイレを使えるようにしておるのか。多分、地域の方はあそこで集会をしてあのトイレを使うというようなことはないと思うんですが、このトイレの浄化槽の点検費用等は町でやっているということですが、これの年間の費用はどれだけかをお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 失礼をいたします。

28年度に設計されました金額でございますが、直接工事費といたしまして1,610万218円ということでございます。

また、その見直しでございますけれども、見直しは必要となりますが、平成28年度に算出されました設計書を生かしつつ、解体年度に合わせて見直しを行いたいというふうに考えております。

それから、もう閉鎖している施設の管理ということでございますけれども、施設自体は閉鎖しておりますが、この施設の管理は私どもスポーツ振興課がさせていただいておる関係で、体育施設、現状は使える状態ではございませんけれども、その一部ということでスポーツ連盟のほうにこの施設も含めて業務委託をさせていただいているということでございます。

また、トイレの使用につきましては、その当時、地元からの御要望がございましたので、それが今も継続しているということでございます。

それからもう一点、浄化槽の保守点検の経費ということでございますが、17万5,380円ということで、こちらは今年度予算でございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 解体に向けて進めていくということでございますので、解体した後の用地の利活用はどのように考えておられるかということと、総面積、あの体育館をも含め、多分北の駐車場も一体となった面積だと私は思っておりますが、一帯の面積はどれだけあるかをお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 失礼いたします。

まず、総面積のほうでございますが、2,685.76平米でございます。

それから、利活用ということでございますけれども、用地の利活用につきましては地

元住民の方の要望、あるいは町の財政状況等を総合的に勘案いたしまして、有効な活用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○12番（松永民夫君） 早急に解体されることを要望し、終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は14時50分といたします。

（午後 2 時36分 休憩）

（午後 2 時50分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き再開いたします。

次に、7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点について質問をいたします。

第1点目でございますが、土地改良の基盤整備等についてでございます。

今後、養老町も少子・高齢化に向けての対策が必要不可欠となっている状況でございますが、土地改良の現状も組合員の高齢化や若者の従事者の減少により土地持ち非農家の増加が見られ、土地改良区の維持への意識が希薄化し、区の運営体制や農業用施設の管理体制に支障が生じておるといふものと、そんなことの危機感が広がっておる状況でございます。当町の土地改良は、事業実施ごとに土地改良区を設立し、実施をしまいった経緯がございます。したがいまして、特に小規模な土地改良区が多く、圃場面積が300ヘクタール未満の小土地改良区は86%を占めておりまして、広範囲な水利施設の一元の管理、また、計画的な維持補修が困難であるというふうに思われておる状況でございます。

ちなみに、データでございますが、圃場整備率、養老町では52.7%でございますが、西濃圏域におきましては69.8と70%近い整備率でございます。したがいまして、農振の農用地約1,000ヘクタールが未整備という数字的なものもでございます。

また、大区画の圃場の整備率でございますが、養老町においてはわずか5%でございます。西濃圏域におきましては21.4%という数字でございますが、ちなみに農地の集積率も養老町では70%ほどございますが、笠郷・池辺地区においては50そこそこの数字でございますが、県の集積率の目標が、令和2年には64%以上、また令和5年度には78%以上の集積率を目標にしているというふうに聞き及んでおります。

そこで、大圃場、そういった農地の集積、そういったものの案件を思うわけでございますが、ちなみに平成24年度に完成をいたしました下池西部の区画整理事業、これの実施におきましては、実施着手時には一桁の集積率であったものが、農地利用集積率が事業完了後70.5%となっております。また、その後も右肩上がりでございますが、平成30年度の末には90.4%と基盤整備の効果の実証をしておるような状況でございます。

以上のような理由によりまして、養老町は今後土地改良の統合や大区画圃場の基盤整

備を実施し、組織運営基盤の強化を図ることが不可欠であるというふうに考えるわけでございます。

そこで、質問をいたします。養老町における大型圃場への基盤整備や土地改良区の統合等の合理化対策の現状の状況をお聞きします。

2点目には、それらの進捗状況と今後の行政の対応についてをお伺いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの大橋議員の御質問に対しまして、私のほうから御回答させていただきます。

1つ目の、大型圃場への基盤整備や土地改良区の統合との現状についてでございます。

大型圃場への基盤整備に対する要望につきましては、現在、大巻地区、室原小栗栖地区、五三大野地区からいただいております。大巻地区につきましては昨年5月に、室原地区につきましては本年3月に、地元関係者らで構成する協議会が設立されたほか、大野地区につきましても近々に協議会が設立される予定であると伺いをしております。

各地区とも、地元負担の伴わない事業により基盤整備を行いたい意向があり、各事業の実施内容や要件などについての説明等を行い、関係者の合意形成に向けて努力しているところでございます。

また、土地改良区の統合、合理化につきましては、平成28年12月に養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会において承認を受けた統合整備に関する基本方針に基づき、将来の構想は、養老町で土地改良区の本一化を目指すことを念頭に、町内22ある土地改良区の合理化を進めております。

一度に全ての土地改良区を統合することは困難であることから、排水系統や地理的、地縁的な関係を踏まえて、町内を4つのグループに分け、統合に向けた取り組みを推進しております。このうち、第1グループ、具体的には旧六ヶ村排水、上多度東部、南濃北部、下池西部でございますが、こちらにつきましては昨年5月に合併推進協議会を設立し、来年4月の合併認可に向けて協議を進めております。また、今月6日には、第4グループのうち五三土地改良区と養老町大場新田土地改良区との間において新たに合併推進協議会が設立され、今後の統合に向けた協議がスタートするところでございます。

このほか、第3グループ、高田と烏江でございますが、こちらにつきましては近々に合併推進協議会の設立が予定されていると伺っております。

2つ目の、それらの進捗状況と今後の行政の対応というところでございます。大型圃場への基盤整備に係る今後につきましては、大巻地区において意向調査を実施する予定をしているほか、室原小栗栖地区につきましては、事業実施区域の設定や農振農用地への編入の手続など、五三大野地区につきましては、事業推進のスケジュールの検討など必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

また、土地改良区の統合に係る今後につきましては、円滑に協議が進められるよう支

援するとともに、合理化に伴う意義やメリットについて理解が得られるよう、合併に向けた動きが具体化していない他の土地改良区にも指導をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 大型圃場の整備要望区域が3件、また統合の合理化要望が4グループということの回答をいただきました。

現在の当町の農業者の実態は、農業の後継者が少なく高齢化し、担い手や営農組合の委託に頼っているのが現状でございます。将来を見据えた農業保全を模索している地区が多いということで、先ほどの回答の結果ではないかというふうに判断をいたしております。地区からの要望があるということでございますので、積極的に協議会等を設立し、意向調査や農振農用地への編入、手続の指導等々も行われると予想をしておるところでございます。やはり国や県にも協力を願い、大型化事業実施の実現に向けて、前向きに進んでいただきたいというふうに考えるものでございます。

そこで、再質問をいたします。回答にございました各地で進められている事業につきましては、経営体の育成基盤整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業だと思われませんが、基盤整備事業では区画整理、それに農道拡幅、用水路等々の整備だというふうに理解をしております。しかしながら、それぞれの排水機等の能力の低下も見られます。圃場の流末でございます排水等の補強や、またそれらの統合の考え方をお聞かせ願いたいです。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、自席にて答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの再質問について、お答えいたします。

排水機の統廃合につきましては、昨年度県において排水機場統廃合の技術検討を実施していただきました。この業務は、平成29年度に実施しました農業基盤の調査の結果から、排水条件が同一であること、また排水機場の立地状況を踏まえて統合が可能であると考えられる4カ所について検討するもので、1カ所目は高田・烏江排水機、高田排水機、烏江排水機の3つ、2カ所目が旧六ヶ村、釜駒、旧十三ヶ村の3排水機場、3カ所目が五三小坪、大場新田、小坪、大巻の4排水機場、4カ所目が江月と祖父江の2排水機場でございますが、この4カ所について統廃合を行った場合の費用と、それぞれの排水機場を単独で更新した場合の費用について比較を行ったものです。

この比較検討に当たっては、各排水機場の運転状況、耐用年数、ポンプの排水能力、過去の降水量なども総合的に考慮した上で統合を行った場合の更新に係る概算費用や、更新に伴うメリット・デメリットなどについて整理したものでございます。

なお、今回の検討結果につきましては、統廃合に係る経済的な視点からの比較分析で

あり、直ちにこの結果をもって排水機場の統廃合の可否を決定するものではなく、この業務結果を踏まえて、今年度最終的な取りまとめを行います農業基盤総合整備構想において、排水機場の整備方針についても明らかにしていきたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 養老町の土地改良では、運営基盤や財政規模の違いで賦課金にも格差がございます。地元関係者の中で統合に向けた難題もあります。理解が得られない事例もあると思われませんが、現在進められている基盤整備や統一化が実現できなければ、農地は放棄され、遊休農地の増加も考えられる状況でございます。環境保全も鑑み、排水機等の統合も含め、再編事業実施を切に望むものでございます。また、流末の排水機は、土地改良主体の排水機ではなく防災にも関連するため、国土交通省管轄の統一排水機の建設が理想であると私の個人的な考えを申し添え、これで1つ目の質問を終わり、次の質問をいたします。

2点目の質問でございますが、ふるさと納税の返礼品の再考についてでございます。

現在、ふるさと納税につきましては全国的に浸透をしておりますが、返礼品については、国では不適切なものもあると見直し案が示されており、地元の名産に関する品であることや、返礼は納税額の3割以内にとどめるというような規制がなされておるところでございますが、一部の市町では不満を抱いているというところもあるようでございます。

そこで、質問をいたします。当町のふるさと納税の実態と状況、またわかれば近隣市町の状況をお答え願いたい。また、2つ目でございますが、返礼品の種類と実績、また品物でない返礼はあるのかをお伺いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの大橋議員の御質問に対して、御回答のほうを申し上げます。

まず1点目の、町のふるさと納税の実績と状況について、またわかれば近隣市町の状況をということでございますが、町のふるさと納税の実績と状況についてでございますが、平成30年度につきましては、決算認定が済んでおりませんので、当町及び近隣市町の実績と状況につきましては回答を差し控えさせていただきたいと存じます。平成29年度の実績と状況につきましては、当町におきましては実績件数5,327件、実績額は1億933万円でございます。ちなみに、西濃管内におきましては、実績件数、実績額の順に、垂井町が1,550件、3,070万8,000円。関ヶ原町が181件、511万1,000円。神戸町が2万1,679件、3億87万円。輪之内町が3件で252万円。安八町が42件、219万5,000円でございます。管内におきましては、平成29年度については実績件数、実績額ともに神戸町

が最も多い実績となっております。

続きまして、2点目の御質問でございます。

当町の返礼品等の種類と実績、あと品物でない返礼品があるのかどうかということでございますが、当町の返礼品等の種類につきましては、現在62品、企業数は14社ございます。返礼品につきましては圧倒的に飛騨牛が多く、次いで富有柿、豚肉となっております。また、品物でないサービスの提供に関する返礼品につきましては、現在4品ということでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） ただいまの回答でございますが、平成29年度で総額1億円を超えたということと、また件数が5,300件超えということでございます。ちなみに、前回のデータを見ておきますと、平成28年度では1,000万弱だったというふうに思われますが、これも肉類が圧倒的に多く、返礼品の半数を占めているということでございまして、前年度の比較でいいますと10倍の伸びが見られております。これもやはり恐らく1300年祭の効果のあらわれというふうに考えられるところでございます。今後については、そのような伸びが期待できるかどうかはわかりませんので、今後ともまたいろんな形で推奨をしていきたいというふうに思っております。

また、近隣市町では神戸町でございますが、受け入れ額も受け入れ数もともに最も多い実績ということでございまして、これにつきましても飛騨牛の関係ではないかというふうに思われます。しかし、いつまでも続くかわかりませんので、またその辺をということで、当町の品物でない返礼についても宿泊施設のクーポン券というようなことのように思われますが、需要はやはりやや少な目だというふうに思われます。

そこで、再質問をさせていただきます。

今実績のある返礼品のほかにも、サービスの提供に関する返礼として、都会に出て相続者のいない家、また高齢者のみで施設での生活が余儀なくされている状況で、空き家や家周りの管理が不行き届きになっている家庭がふえるというふうに予測がされるわけでございますが、そんな中で都会に出た方、またこちらに戻られない事情のある方等にふるさと納税をしていただき、年に何回か家周りの除草だとか、またお墓の掃除だとか手入れ、そういったものでサービスの提供を返礼にしたらどうかというような私の意見でございます。返礼とすることは可能かどうかをお答え願います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの再質問につきまして、回答のほうをさせていただきます。

宿泊券のような個人が受けるサービスにつきましては、当町に来ていただけるということで二次的効果が期待でき、特命事項の推進チームも活用しながら、今後もさまざま

な分野でふやしていけたらと考えております。また、御質問にございますサービスにつきましては、当町の推進する施策、空き家対策などと連携することもできますし、ふるさと納税の趣旨に添うものであると考えられますので、今後検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 先ほどの提案でございますが、作業については、シルバー人材センター等にも依頼できるかというふうに思っています。今後増加する高齢者の人材活用にも適用が可能かと思われますので、ぜひ御検討願ひ、これで質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、7番 大橋三男君の一般質問を終わります。

次に、10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき2点につき順次質問をいたします。

最初に、本町におけるレクリエーション協会の設立についてであります。

そもそもレクリエーション協会とは、日本レクリエーション協会のことで、日本厚生協会の結成をもって始まり、昭和22年に日本レクリエーション協会として創立され、平成5年に公益性の高い財団法人に認められる特定公益増進法人として平成10年には地方公共団体と同様に、紺綬褒章の申請団体として総理府より認定されました。平成23年4月から、内閣府より公益財団法人の認定を受け、約70年の間、国民の心身の健全な発達と、明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目標として、レクリエーション活動の普及振興を推進しています。これは、レクリエーションの実践を通じて児童、青少年等の健全な発達や、高齢者、障害者等の福祉の向上、地域社会の活性化等を目指すものであり、その協会の主なる事業として、1. レクリエーションの普及振興に取り組む人材の開発育成、2としてレクリエーション関連団体の支援、3としてレクリエーションに関する大会やキャンペーン、セミナー等の事業展開等でこのようなレクリエーションの普及振興事業は高齢者の医療費や介護費用の高騰、子どもの体力低下等社会的課題に対して極めて有効な手段であります。

全国では、1都1道2府43県全てに設立されており、岐阜県レクリエーション協会は平成17年11月に設立され、その目的は県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興を図るとともに、レクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健全な発達と、明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的としています。

ここで質問いたします。

ちなみに、近隣市町では神戸町が平成31年3月10日に設立総会を、輪之内町が平成31年4月26日に輪之内町レクリエーション協会が設立、創立され、令和元年5月12日に安

八町が安八町レクリエーション協会をそれぞれ設立総会をされました。

次の点を質問いたします。

レクリエーションの種目団体数は、岐阜県下の市町村の町会数は、今までの本町における活動内容と回数は、今から設立の準備をして、設立年月はいつになるか、予定しておみえになるか、以上を質問内容といたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 野村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいまレクリエーションの種目団体はということでございますが、県のレクリエーション協会の登録の関係での種目団体というふうにお答えをさせていただきたいと存じます。ペタンクやグラウンドゴルフ、フォークダンスや健康マージャンなど31の種目団体となっております。

それから、岐阜県下の市町村の協会数ということでございますが、大垣市や海津市、神戸町など、また郡単位で不破郡と加茂郡の31団体38市町村となっております。

それから、今までの本町における活動内容と回数でございますけれども、まだ本町には協会が設立されておられませんので、活動実績はないということございまして、この協会を設立するに当たって、今から準備して設立月日はという御質問でございますけれども、県のレクリエーション協会では、未設置の市町村に対しまして協会設立の支援を今年度予定されているということでございます。町におきましては、ペタンク協会やグラウンドゴルフ協会などの団体が主体となって、町のレクリエーション協会設立を推進していただくということでございましたら、町といたしましても可能な限り支援をさせていただきたいと考えております。設立に向けての具体的なスケジュールにつきましても、県のレクリエーション協会との連携を図りながら進めていくことが可能というふうでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 野村永一君。

○10番（野村永一君） ただいま回答をいただきました。その中で、県のレクリエーション協会と設立準備、支援はしていただけるというところの中で、種目団体、ペタンクとグラウンドゴルフというところの中で、主にそちらのほうの主となってということではありますが、設立準備から協会の設立というふうの流れになりますと、まず一番大きな課題は、行政に設立の趣旨説明、まず理解を得ること、協会設立のメリットの明確化、協会者の確保、これは設立準備委員会の会長を誰にするかの話ですが、あと各種団体に設立の趣旨説明を行い、融和協力を得ること、最後に補助金財源の確保、設立資金というふうになりますが、最初に申し上げましたレクリエーションの普及振興に取り組む人材開発の育成でございますが、養老町には公認指導者が24名お見えになりまして、レク

リエーションインストラクターが14名、スポーツレクリエーション指導者が2名、レクリエーションコーディネーターが3名、福祉レクリエーションワーカーはお見えになりません。あと、ミナレク運動推進リーダーが5名というふうにお聞きしました。

現在、本町では岐阜県レクリエーションの3つの推進団体が入会しています。養老町立日吉こども園、養老町立上多度小学校、養老町老人クラブ連合会です。この推進団体は、県民皆がレクリエーションにかかわることで体、心、頭の健康を増進させ、健康長寿につながるミナレク運動を推進し、明るく健康で笑顔があふれる岐阜県づくりを進める趣旨であります。

ここで大事なことは公認指導者の育成ですが、今後設立準備委員会の中でも理解を得なければいけないんですけれども、公認指導者の育成をどのように考えておみえになるか、この点について再質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの再質問でございますが、24名と言われますのは県のレクリエーション協会に登録されていらっしゃる方というふうに認識をしておりますが、私どものほうでは、県のレクリエーション協会が開催する公認指導者研修会に参加をしていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 野村永一君。

○10番（野村永一君） 今の回答の中で、設立準備委員会は支援していただけるというところで、あとは皆さんにお任せするというふうの話の中で、あとは予算の関係がありますもので、その予算のほうも来年度補正も組んでいただければよろしいんですが、よろしくお願ひ申し上げまして、次の質問に入ります。

スポーツマックス・養老周辺の金草川の河川敷を利用したスポーツ公園の建設であります。

金草川は一級河川であり、養老町五日市を源流とする5.4キロメートルの、平常は湧水を水源とするため流量は少ないが、大雨が降ると養老山脈から水を受け、洪水を起こしやすかった。そのために、北側に島田輪中、南側に多芸輪中が形成されました。今、牧田川の合流点で、牧田川、金草川排水樋門扉改修工事、平成29年度より引き続き国土交通省の主管で行われています。区長会、これは地区の要望で、金草川関連では、金草堤防の右岸内側について、雑木の大木化や竹林化等、のり面の繁茂がひどいため、堤防の保全と交通安全上の観点から伐採等の要求があり、河川敷には多くの樹木が茂っており、集水面積に比して河道が狭い上、河道堆積土が多い上、雑木が繁茂して水の流れを阻害して洪水を引き起こす可能性があり、速やかに河川敷整備をの要望があります。これが大体の要望の内容であります。

ここで質問いたします。

大垣市には、杭瀬川スポーツ公園、垂井町には相川公園、海津市には長良川スポーツ施設があり、それぞれ河川敷を活用しております。防災、交通安全、スポーツの振興を踏まえて、この河川敷を利用してスポーツ公園を建設する計画はありませんか。質問内容といたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

スポーツマックス・養老周辺に金草川の河川敷を利用したスポーツ公園をとということですが、町といたしましては2023年度を目標年度といたしましたスポーツ推進計画を2014年3月に策定いたしております。計画の施策内容では、スポーツ施設の整備拡充として施設の計画的な維持管理と、観光ウォーキングコースの整備の2つがございまして、町民のニーズと町の財政状況を総合的に勘案し、計画的に整備拡充を進め、スポーツ施設の利便性向上を図っているところでございます。

議員から御提案いただきました金草川を利用したスポーツ公園ということですが、すけれども、計画上は位置づけがなく、これまでに検討したことがございません。したがって、金草川河川敷の樹木の伐採、伐開が進んだ段階で総合的に判断していきたいと考えております。

また、金草川河川敷の樹木の伐採、伐開につきましては、これまでも河川管理者であります県のほうへ要望をさせていただいておりますが、河川敷内には民地もあり、樹木の伐採、伐開は難しいというふうに聞いております。

なお、今年度は推進計画の中間見直しということで、スポーツに関するアンケート調査を実施することとしておりまして、現在、無作為抽出による18歳以上の1,500名の町民の方に調査協力を依頼し、進めているところでございます。その結果を踏まえた上で、財政的負担も考慮して、今後の施設整備計画について検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 野村永一君。

○10番（野村永一君） 今の答弁は、明確な回答ができないところが明確な回答だと思います。その前段として、すぐに金草川の河川敷の伐採、伐開をやってからまた考えるというところの話の中で、この伐採・伐開は防災のため、それから交通安全のために一日でも早く伐開をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、10番 野村永一君の一般質問を終わります。

次に、8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき1点質問させていただきます。

豚コレラについての質問をいたします。

昨年9月に岐阜県内で国内では26年ぶりに発生が確認され、豚コレラは岐阜、愛知養豚農家を中心に被害が拡大し、いまだに収拾の気配が感じられません。町内では、5月22日に町内の石畑地内で死亡した野生のイノシシが住民によって発見され、検査の結果、豚コレラ陽性が確認されました。これらは西濃地区で初めての例であり、町民はもとのこと、西濃地区内の養豚業者や感染拡大を防ぐための防疫対策を行っている人にも大きなショックだったと思います。

しかし、その後も5月31日勢至地内で死亡イノシシが、6月6日には小倉地区内で保護されたイノシシが相次いでコレラの陽性が確認されています。県内では、6月20日現在では計640頭の陽性反応が出ております。町内には養豚業者がないため、大がかりな防疫対策の必要もありません。また、豚コレラは豚やイノシシの病気であり、人間に感染することはなく、仮に豚コレラにかかった豚やイノシシの肉を食べたとしても人体には影響ないと言われております。ウイルスは目に見えないため、町民の不安も少なからず思われます。

そこで、2点にて質問いたします。1点目は、死亡した野生のイノシシを発見されてから、対応の経過についてをお尋ねします。2点目は、感染拡大等を防ぐ防衛策の今後の対策についてをお尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの吉田議員の質問に対して、事務的な内容でございますので、私のほうから御回答させていただきます。

1つ目の、町内で豚コレラに感染したイノシシが発見されてからの対応と、その経過についてでございます。

5月22日に、住民の方から勢至南谷の中で死亡したイノシシがいるとの通報を受けました。昨年からの豚コレラの発生を受けて、死亡したイノシシは検査対象となっておりますので、岐阜県が回収業務を委託しておる岐阜ペストコントロール協会に回収を依頼し、検査を受けたところ、5月24日に陽性の判定が出ました。陽性の確定により、発見場所から半径10キロメートル圏内は調査区域となり、死亡、捕獲にかかわらずイノシシを検体として中央家畜保健衛生所に提出する必要があるため、養老郡猟友会へ豚コレラが発生した旨の連絡と今後の協力を依頼しました。

2例目は、5月31日に住民の方から勢至地内の私有地にイノシシが死んでいるとの通報があり、ペストコントロール協会へ回収を依頼しましたが、当日に不可能ということだったので、死亡していた場所が民家の敷地内であったことから、町職員が現場の防疫措置を行い、イノシシを中央家畜保健衛生所に搬入し、6月3日に陽性と確定

いたしました。

町では5月31日、町のホームページ上で、死んでいる野生イノシシを発見した場合と題しまして注意喚起を行っております。また、区長連絡協議会の総会の場合でも、死亡したイノシシにはさわらないでくださいということを知をお願いしました。

3例目は、6月6日に小倉谷付近で有害鳥獣捕獲員の仕掛けたわなにイノシシがかかったことから、町職員が現場の防疫措置を行い、中央家畜保健衛生所に搬入し、翌6月7日に陽性が確定しました。

防疫措置についてでございますが、職員は現場では使い捨て防護服を着用し、消毒液を周辺へ散布、捕獲箇所1メートル範囲内に石灰散布を行い、長靴、捕獲用のわな、とめ刺しに使用したナイフ、車両等を入念に消毒し、人からのウイルス拡散防止に努めております。

2つ目の今後の対策でございますが、感染防止など今後の対策については、県では本年3月から野生イノシシへの経口ワクチンの散布を実施しております。しかし、当初は岐阜や中濃、東濃地区での被害が多く、第1期の散布では西濃地区は対象となっていませんでしたが、このたびの町内での発生を受け、県では経口ワクチンの散布計画を見直し、西濃地区も対象とし、イノシシの発生場所と思われるところにワクチンの散布をいたします。ワクチンの散布方法は、イノシシが生息する山中の土の中に埋めるものでございます。第2期の散布は7月と8月の2回に分け実施します。また、来年の1月から2月にかけて第3期の散布が予定されております。

経口ワクチンの散布による感染防止に加え、有害鳥獣対策といたしまして野生イノシシの捕獲報償費の県費についても増額が予定されておりますので、郡猟友会の協力のもと、個体数の削減にも取り組んでまいります。

また、町内に養豚農家はありませんが、関連する町立食肉事業センターでも感染や2次感染を防ぐため、消毒を徹底しております。町民の方向けには、感染拡大を防ぐため、町の広報紙やホームページなどで適宜啓発を行っていく予定でございます。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ただいま回答をいただきました。県を含め、いろいろな対策がそうですが、最初に言いましたように、ウイルスは目には見えませんので、町民の不安が少しでもなくなるように引き続き対策をお願いして一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、8番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これもちまして散会いたします。

(散会時間 午後 3 時37分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 6 月 21 日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 岩 永 義 仁

議 員 大 橋 三 男

